

官報

号外 昭和三十一年三月七日

○第二十四回 参議院會議録第十八号

昭和三十一年三月七日(水曜日)午前十一時三十分開議

議事日程 第十八号

昭和三十一年三月七日

午前十時開議

第一 国防會議の構成等に関する法律案(趣旨説明)

第二 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第三 航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 航空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第六 国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十五条に關するもの)の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

第七 国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等に關するもの)の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

第八 道路整備特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第九 日本道路公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 井上 清一君

外務委員 小瀧 彬君

文教委員 鹿島守之助君

社会労働委員 森田 豊壽君

同 予算委員 横山 フク君

同 決算委員 菊川 孝夫君

同 議院運営委員 西川 弥平治君

同 同 齊藤 昇君

同 同 宮田 重文君

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同	大和 幸一君
決算委員	小林 亦治君
同	矢嶋 三義君
議院運営委員	川村 松助君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
内閣委員	吉米地義三君
法務委員	栗山 良夫君
大蔵委員	大野木秀次郎君
文教委員	寺本 廣作君
同	藤山 フク君
同	矢嶋 三義君
同	木村 守江君
同	深川タマエ君
同	横川 信夫君
同	永井純一郎君
同	高橋進太郎君
農林水産委員	久保 等君
通信委員	亀田 得治君
建設委員	竹中 勝男君
同	川村 松助君
同	矢嶋 三義君
同	安部キミ子君
同	大和 幸一君
同	木島 虎藏君
同	海野 三朗君
同	同日各委員会において当選した理事は左の通りである。
通信委員会	
理事 久保 等君(久保等君の補欠)	
議院運営委員会	
理事 藤田 進君(藤田進君の補欠)	
同日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	
物品管理法	大蔵委員会に付託

中央郵便市場法の一部を改正する法律案	農林水産委員会に付託
機械工業振興臨時措置法案	商工委員会に付託
会計検査院法の一部を改正する法律案	決算委員会に付託
同日衆議院から左の議案を提出した。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。	
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案	
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	
所得税法の一部を改正する法律案	
砂糖消費税法の一部を改正する法律案	
関税定率法の一部を改正する法律案	
租税特別措置法等の一部を改正する法律案	
大蔵委員会に付託	
就学困難な児童のための教科用圖書の給与に対する国の補助に関する法律案	文教委員会に付託
東北興業株式会社法の一部を改正する法律案	建設委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案を送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。	
昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案	
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を商工委員会に付託した。	
日本原子力研究所法案	

同日委員長から左の報告書を出した。	
航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件議決報告書	
航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書	
航空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書	
国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十五条に關するもの)の批准について承認を求めるの件議決報告書	
国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等に關するもの)の批准について承認を求めるの件議決報告書	
道路整備特別措置法案可決報告書	
日本道路公団法案可決報告書	
国立学校設置法の一部を改正する法律案可決報告書	
日本学士院法案可決報告書	
同日内閣から左の答弁書を受領した。	
参議院議員青山正一君提出中央郵売市場法改正に関する再質問に対する答弁書	
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	
大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案	
在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案	
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	
大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案	

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案	
同日内閣から、衆議院議員島上善五郎君を選挙制度調査委員会に任命することについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。	
○議長(河井彌八君) これより本日の本日の会議を開きます。	
この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。	
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。	
内閣総理大臣から、選挙制度調査委員会に衆議院議員島上善五郎君を任命することについて本院の議決を求めて参りました。同君が同委員会につくことに賛成の諸君の起立を求めます。	
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同君が選挙制度調査委員会につくことができると議決されました。	
○會務益君 私はこの際、マーシャル群島における水爆実験に関する緊急質問の動議を提出いたします。	
○宮田重文君 私は、ただいまの會務益君の動議に賛成いたします。	
○議長(河井彌八君) 會務益君の動議に御異議ございませんか。	
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。會務益君。	

「會務益君登壇、拍手」

○會務益君 私は日本社会党を代表いたしまして、マーシャル群島における水爆実験に関する問題について、内閣総理大臣並びに外務大臣に対して質問をいたしたいと存じます。

去る二月九日、本院において、原水爆の実験禁止に関する決議が満場一致をもって可決され、鳩山首相が特に発言を求められまして、この種実験が中止されるよう今後さらに努力する旨を誓約されたあの瞬間の感激は、きょうもなおわれわれすべての共通のなまなましい記憶として残っております。またおそろしく総理もお忘れではないと信じます。しかるに、三月一日に至り、アメリカ政府原子力委員会は、核兵器の実験を四月二十日以降長期にわたって南太平洋のエニウエック実験場を中心とする広範な海域において行い旨を發表いたしました。

そもそもわれわれが原水爆実験禁止の決議を採択したゆえんのは、四巨頭会議が原水爆戦争の不可能を認め合いつつも、四国外相会議において具体的な緊張緩和への期待が実現をみないで、両陣営が再び原水爆の実験競争に乗り出すに至ったので、この際わが国論の一致によって、この危険きわまりない傾向に反対して、原水爆兵器の禁止と、さしあたりその実験の阻止を強く世界に訴えることが緊要と認められたからにはかならないのでございませう。それにもかかわらず、この切なる願望が一顧だにも与えられず、今回アメリカ政府の決定がなされ、ことにビキニ水爆被害二周年の三月一日に発表を見るに至ったのは、われわれはただ敵愾に、最も深い遺憾の意を表するだ

けでは足りない、済まないところの何とも表現のできない焦燥、もどかしさを感じるものであります。原水爆禁止に関するわが党の見解につきましましては、すでに再三にわたって表明されておりまして、多言を要しないと思存します。ただ特に強調したい点は、われわれの原水爆兵器の有効な国際管理の確立のもとにおける禁止も、それまでに至る間にとりあえずの実験の禁止も、ともに両陣営に対してひとしく強く要望するものでありまして、われわれはソ連の無警告の実験に対しても、アメリカの今回の実験や、伝えられるイギリスの実験計画に対しても、すべてわけ隔てなくこれに反対するものであることとあります。何となれば、これらの実験は、わが国と国民に与える直接の悪影響については、その形態や程度において相違がありまして、原水爆の谷間に位置した日本を脅かすものである点において、また大気や海水の汚染によつて人類を危うくする点におきましては全く同様であるからであります。そののみならず、両陣営が依然として原水爆の優位に立つて、大戦に至らずして相手方を圧倒しようという力の立場を固執することによつて、ますます国際緊張を激化している責任においては何ら変わりがないからであります。以上のような立場に立ちまして、以下の点について、総理並びに外務大臣、特に総理の御所信を伺いたいと存じます。

第一に、総理は二月九日本院の決議にこたえ、原水爆実験中止についての努力を誓約されたのでございまして、この誓約の実現について、今日までいかなる措置をとられたか、この際

明確にお示しを願いたいのであります。われわれは、この首相の誓約が厳粛なものであるとともに、その実現が必ずしも容易でないことを知っておりまして、しかし困難なればこそ、確固たる決意と最大の英知をもつてこの実現に邁進しなければならぬことは言うまでもないと思存します。ことに敗北主義的な、あるいは単なる事務的なやり方で、本院の決議を各国に伝達するといふようなやり方で事足れるものでは断じてございせん。この意味から国民の批判に耐え得るような、通り一ぺんでない明確な御答弁を特に希望いたします。

次に日米間の交渉について伺いたいのであります。外務省は先般、今回のアメリカの発表の約一週間前に内報を得たとおっしゃいます。してみれば、三月一日の発表前に日米間に交渉があったと推定いたします。それならば、政府はこのような内報に対していかなる措置をとられたか、そうしてそれにもかかわらずに今回の発表を見るに至つて、総理は果していかなる心境であられるか、この際明らかにしていただきたいのであります。

さらに、われわれがはなはだ不可解に存するところは、外務省の発表によれば、日本政府のアメリカに対する申し入れは、単に実験を行う場合の措置に関する要望にとどまっております。また、実験阻止そのものに対する要望を含んでおられないように見えるのであります。いな、むしろ実験を肯定し、もしくは少くとも実験はやむを得ないという前提に立つたものといつても決して過言でないと思存します。かくのごときは、申し上げるまでもなく、実験禁

止に関する本院の決議並びに総理の発言に全く沿わないものであることは申し上げるまでもないと思存するのであります。そこで、この点に関する総理の所信並びに今後の対米交渉の基本的態度についてお尋ねいたします。

次に、原水爆を実験する諸国の中で、アメリカのみが、自分の国の領土、領空ばかりでなく、信託統治区域を中心とし、かつその付近の公海で行うという点において、並びにその公海が南太平洋という日本の生存上欠くべからざる場所の漁場の一つであるという点において、特殊の問題を提起していることは、皆様御承知の通りであります。そこで次の点を伺います。まず法律上の問題といたしまして、国際連合の信託統治区域において、施政権者は原水爆の実験を行う権限を認められていないか、日本政府の見解をはつきり伺いたいののであります。皆さん御承知のように、この問題についてインド政府においては、信託統治区域におけるこの施政権者の原水爆実験の権限はない、国際法の違反である、かような見解を出しております。また近く国際司法裁判所に提訴すると言われているのであります。これは日本の政府ではございせん。外国の政府であります。私は日本政府の見解をはつきり伺いたいののであります。

さらに、公海におきまして原水爆の実験を行うことは、果して国際法上各国の権利であるか、かりに権利と言えないにしても、その自由が認められておるのであるか、この点をはつきり伺いたいののであります。御承知のように、公海における海軍の実験演習、実弾射撃、こちういふことは、従来

公海自由の原則のもとに、各国の権利または自由として、一定の条件のもとに容認されておたと私は考えます。しかし原水爆、さらに水爆の実験となりまると、その放射能、その危険の性質と程度、その損害の持続性、従つて危険区域の広さ、立入禁止期間の長さ等から見まして、かつての海軍の実験演習とは、全く概念や次元を異にするものであることは、言を待たないと思存するのであります。従いまして、このような実験を公海自由の原則等によつて律することは、全く不当と言わなければなりません。(拍手)万一自由を認めるといたしまして、その反面、重い責任を解除することには断じてならないのであります。従いまして、公海における原水爆実験に関する政府の基本的態度を明らかにされたいと思存します。

次に申し上げるような直接間接の補償、すなわち、まず公海立入禁止に伴い、得べかりし漁獲の損失並びに漁船の迂回に伴う損失の補償、第二に、区域外の漁獲物が放射能によつて汚染した場合は汚染のおそれがあることからしての値下りした場合の損失の補償、直接降下物等からの被害の起つた場合の賠償、これらの直接間接の一切の損害について、明確な日本の権利を留保し、かつ要求を貫徹すべきものと考えますが、政府の御見解はいかがでありますか。

私がこの問題を提起するのは、断じて実験の阻止がでないだろうという敗北主義からではなくて、一つには、この原水爆実験禁止に関する法律的原則を確立する必要がある。二つには、第一次鳩山内閣当時、吉田内閣から受

け過ぎましたビキニ水爆補償問題について、政府が根本的解決を断け、慰謝料の受け取りで当面を糊塗して今日に至つたからであります。第三には、外務省発表によりまして、今回のアメリカの内報には損害補償に関する回答がなされておらないからであります。

最後に、私は鳩山総理に伺いたいののであります。総理は一月二十六日記者会見において、ダレス國務長官の来訪の際に特に話し合いの材料がない、持たないといふことを言明されております。私はこの言明を自身、総理のステーツマンシップを疑わしめるものであると思存しますが、それはしばらくおき、情勢の変化もありましたから、この際あらためて伺いたいののは、総理はダレス氏との会見におきまして、今回の原水爆実験を中止するよう申し入れられる御意向があるかどうか、並びにせつかくアメリカの濃縮ウラン提供によつて発足しようとしております日本の原子力研究所の最遠地として折紙をつけられました武山の施設を、アメリカ軍から解放することの要請を行ってお考えはないか。伝えられるところによりましますと、解放は半分してもいいけれども、そのかわりの施設をよこせといふやに伝えられております。かくのごときは、断じてわれわれは承服できないのであります。この点に関する明確なる総理の御答弁を要求いたしまして、私は再質問の権利を留保して、私の質問を一応終りたいと思存します。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(鳩山一郎君) 會務君の御質問に対してお答えいたします。

昭和三十一年三月七日 参議院会議録第十八号 マーシャル群島における水爆実験に関する緊急質問

一五二

第一は、原水爆実験禁止に関する決議は、直ちにわが外交機関を通じて関係各国政府に申し入れを行い、その趣旨を十分に徹底するよう努めました。今後とも、なおこれに努力するつもりでございます。

次の御質問に対してお答えをいたします。わが国から実験禁止の要望を申し入れたにもかかわらず、いずれの関係政府からもいまだ実験中止に関する意向の明確な表明がなされていないことは、深く遺憾とするところであります。政府は阿院の実験禁止決議の線に沿いまして、実験中止に向うよう、この上とも努力する所存であります。同時に、実験の場合の危険予防並びに損害賠償につきましても、十分の措置を講ずるよう、あわせて要求しておる次第でございます。

第三の御質問に対してお答えをいたします。この問題は、一昨年わが国の漁船第五福龍丸が被害を受けた際のビキニ環礁における水爆実験に関連いたしました。同年夏開催された第十四回国連信託統治理事会で相当激しく論議されたものであります。その際、信託統治地域内においては施政権者が水爆実験を行う権限を有するかなんかは、信託統治協定のいずれの条項にも規定されておられません。またいづれの条項も、これを禁止していないという見解が表明されました。同理事会においては、信託統治地域内においては原水爆の実験を中止するよう要請する決議案も否決されておりますので、国連としては十分な予防措置を講ずれば、この実験を禁止しないと考えられるのであります。

第四の御質問に対しましてお答えいたします。お説の通り、実験の結果が

相当長期にわたりまして広範囲な公海の部分に影響を及ぼす事項については、果してこれが伝統的に言われてきた国際法上の海洋使用の自由の、いわゆる使用に含まれるか否かが問題となり得ることは事実であります。しかし原水爆実験は全く新しい事柄でありますので、国際法の現段階におきましては、これが公海使用の自由の原則に反するものであるとの解釈が確立しているわけではございません。また政府としては、実験から生ずる損失は、これを十分補償するよう米政府に申し入れてあります。

次の御質問にお答えをいたします。ダレス氏が参りましたときにどういふ話をするつもりかという御質問でございます。ダレス長官とは機会があれば、日米間共通の一般の問題につきまして話し合いたいと思っております。が、どのような話をするかということ、ただいまお話しするわけには参りません。(武山の問題はどうした)と呼ぶ者あり。ただいまの問題などについては、話し合いたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣重光葵君登壇、拍手〕
○国務大臣(重光葵君) ただいまの御質問についてお答え申し上げます。国際法の問題についての御質疑がございまして、大体において今総理大臣から御説明で、御納得のことじやないかと考えます。

第一の問題が、公海の自由の見地から原水爆の実験をやると、それは行き過ぎじやないか。この点については、国際法をいたしまして、この新たな原水爆の実験を禁止、公海における実験を禁止するという国際法が成立して

おるといふことを言うわけにはいかぬ状態でございます。さような禁止をするように将来国際法の解釈をしなければならぬという、ある意味の立法論は成り立つのでございます。その立法論に基いて各国が見解を主張するといふことは、これはでき得ることだと考えます。

また信託統治の問題についても、先ほどの総理の御説明の通りでございます。信託統治理事会において今日まで行われた議論は、原水爆の禁止、実験をしてはならぬということは言っている。そこで原水爆の禁止をすることを間接に認めておるような議論で終始されておるので、これもまた将来の問題にかかっていると思ひます。従いまし

て、この委任統治地域において、さような原水爆の実験を禁止した方がいゝという意見については、各国ともこれは出し得ることでございます。さような方向に向って進むことは、これは考慮しなければなりません。従いまし

て、日本政府の今日までの態度はどうであつたかと申し上げますれば、これはたびたび御説明を申し上げたと思ひますが、原水爆の使用はもろろんのこと、原水爆の実験をもしない方がいゝと、こ

ういふ主張であるのでございまして、それを各国に対してはひろんのことを機会あるごとに主張して参つてきているのでございまして。しかしながら、今日さような主張が国際法の取り上げられて決定をみておらぬという

としてはあらゆる機会をつかまえて、このわが方の主張の実現に努力をしなければならぬと、その心得て事を処置している次第でございます。

それにつきましても国会の御決議は、これは非常な有力な外交の推進力でありまから、それを利用して、特に国際連合においてさような方向に議論を持つていくに努力をいたしているものであります。それは相当私は有効に世界の世論を動かしたつあるような自信を持っております。さうな

な、このいゝば国際法を改訂するための努力、それをしつつ、同時に、政府としては国民の利益を擁護しなければなりません。従いまして、その国際法の議論が確定するまでに行われる原水爆の実験に対してはあらゆる予防措置を要求し、(やめてもらへばいい)と呼ぶ者あり)かつまた、その実験によつて出てきた損害に対してはその補償を要求するといふことは当然のこと

であること、考えられる方向に遺漏なき措置をとつていゝ次第でございます。今後その方針で、あくまで進んでいく方針でございます。ことを申し上げて私の答弁を終わります。(拍手)

○曾根益君 再質問。
○議長(河井彌八君) 御登壇を請ひます。曾根君。
〔曾根益君登壇、拍手〕
○曾根益君 ただいま総理、外務大臣からのお答えがあつたのですが、総理は、まるで事務当局が作つた案文を讀み上げるだけで、全く気魄に欠けていゝような御答弁で、はなはだ遺憾でございます。が、はつきり伺ひたい点は、この信託統治区域における実験について、予防措置を講じたならば禁止し

ておらないのが国際連合の決定であるといふふうに伺ひました。私はそれを伺つてゐるのではない。日本の総理大臣としては、どういふ見解でこの問題に対処するお考えであるか、明確に回答を願ひたい。国際連合の決定を伺つてゐるのではない。

それから公海の問題につきましても、公海における実験の自由は必ずしも禁止しておらないやうだといふ、これも国際法の議論としてお答えになつたのですが、私は総理の明確な方針を伺つてゐるのであつて、法律論を総理に伺つたわけではないのでありますから、もう一べん明確なるお答えを願ひたいのであります。

外務大臣につきましては、ただいまのお答えでは、武山の問題に対するお答えがございせん。これに対するお答えをいただきたい。

それから第二には、これもまた国際法の議論だけをしておられまして、立法論ならばこゝういふ主張ができるといふことを認められておる。われわれは国際法的な真づけのない議論をしつゝ、いゝのではございせん。しかし、立法論として議論する、主張する余地があるならば、政府は何ゆゑにさういふような立法論の上に立つた日本の見解を主張されないのか、政府の政治的方針を伺つておるのでございせんから、あらためてお答え願ひたい。

第三点は、……
○議長(河井彌八君) 曾根君、時間がございせん。
○曾根益君(続) アメリカとの交渉の内容についてのお答えが全然ございせん。内報があるまでのアメリカといひかなる交渉をされたか、内報があつてか

「今日までいかなる交渉をされたか、今後いかなる交渉をされるかについて、明確な御答を願いたい」と存するのであります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 内閣総理大臣。自席において発言を許可いたします。

○國務大臣(鳩山一郎) ただいま議長から許可を得ましたから、この席から答弁させていただきます。

ビキニ島において原水爆の実験が禁止せられるようにというのを熱望しておりますことは、決して人後には落ちません。

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕

○國務大臣(重光葵) お答えします。

先ほど私が申し上げたのは、政府の法律論だけを申し上げたわけではございません。私は国際法上からいって、そういうものの禁止は、はっきりしておるわけではない、それは、それまでは法律論であります。しかしながらそのうちであるからといって、各国とも主張はし得るというのを申し上げた。その主張は何であるか、日本政府の主張は何であるかという、日本の政府の主張は、原水爆の使用禁止はむろんのこと、この実験をしないようにした方がよいという主張を持っておる、こういうことを申し上げた。それに向ってあらゆる努力をいたしておるわけでありす。その努力をしておる一々の内容は、何月何日だにどう話したということは、今それは申し上げるわけには参りません。しかしながら、これは外交上の一々の交渉の内容を申し上げられませんが、しかしながら最善を尽して、これは外交機関を通じ、かつまた、私自身としても話し合いをし、

また、国会の決議等については丁重な形式でもって、その関係各国はむろんのこと、国際連合において、あらゆる努力をしておる。その結果は、相当に私は世論を動かしておる、こう申し上げておる。司法裁判所に提起するインドのメノン大使の考え方も、いろいろ話をしてみるといって、相当日本側の意向も考慮しておるのじゃないかと思われる。さようなわけで、あらゆる機会に努力をするというところは、政府の当然の義務であります。さようにしてゆくつもりでございます。(拍手)

「答弁漏れ」「武山問題はどうした」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(河井彌八郎) 重光外務大臣。

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕

○國務大臣(重光葵) 武山の問題につきましても、実は最初の御質問は、私に対する御質問でないように考えましたから、差し控えました。武山の問題は、今一つの事項として米國側と交渉をいたしております。けれども相当この問題についても困難はあるようでございます。

○千田正君 私はこの際、エニウェトクにおける核兵器の実験が日本に及ぼす影響について緊急質問の動議を提出いたします。

○宮田重文君 私は、ただいまの千田君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 千田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。千田正君。

〔千田正君登壇、拍手〕

○千田正君 私はこの際、エニウェトクにおける核兵器の実験が日本に及ぼす影響について緊急質問をいたしたいと思っております。外交問題その他につきましても、ただいま同僚の會衆議員から大要をお尋ねしてありますので、私は要した立場から、特に影響する面についてお伺いしたいと思っております。

回顧すれば、十年前の日本の運命は、原子爆弾によって決定されたと言っても過言ではないのであります。広島、長崎三十万の同胞の犠牲は、日本人として永遠に忘れることのできない痛恨事であるとともに、日本人をして、とこしえに戦争を放棄すべきであるという決心をさせて、世界平和への念願のために、憲法をもってわれわれはこれを示現したのであります。(そうだと呼ぶ者あり)

しかるに、平和によみがえった日本は、去る昭和二十九年三月一日、ビキニ海域において米國の原水爆実験によつて、わが第五福龍丸乗組員を初め、幾多の損害をきたして、われわれをして再び恐怖のどん底に陥れたことは記憶に新たなところでありす。しこうして原子兵器の使用禁止及び原水爆の実験禁止は、平和を求むる世界各国民の願いであり、惨禍をこうむった日本九千万同胞の悲しい訴えでもあるのであります。昭和二十九年四月五日、また本年三月九日の二回にわたりました、本院におきましては、この原水爆禁止及び中止要請の決議案を通過して、政府にその処置を要望したことは総理大臣初め各位の御承知の通りであります。

〔千田正君登壇、拍手〕

しかるに、このたび、再びマーシャル群島周辺のエニウェトク並びにビキニ海域で、同様の実験が行われることを米國から通告してきたことは、われら日本国民は、広島、長崎、ビキニ、さらにはこのたびマーシャル群島周辺と、三たび恐怖のどん底にわれわれは陥れられたのであります。何がゆえに日本民族だけが、かくのごとく原子兵器の犠牲にならなければならないか、この点を私は総理大臣に特に伺っておきたいのであります。(拍手)

第一に、鳩山内閣の企図しておる憲法改正は、被占領国当時におけるところのアメリカ側の強制による憲法であるから、独立国家の日本は、自主独立の立場から改正しなければならぬというものが、現鳩山内閣の国民に対する声明であります。しかるに、この一方的な強制的なアメリカの通告を、果してしからばあなた方が常に言うところのアメリカ側の強制的な法律の改正であるとかあるいは制定であると言うなら、まず第一に日本の悲願であるところの、この原子兵器の実験あるいは使用を禁止するのは、当然鳩山内閣として敢然としてこれを行わなければならないと思ふのであります。鳩山総理大臣の御所見を承わりたいのであります。

さらにこのたびの米國側の通告は、マーシャル群島実験周辺約四十二万一千二百五十平方マイル、海里になおしますと約三十七万五千平方海里であります。四月二十日以降八月末まで危険水域とするのであります。一昨年の実験より二万五千平方マイル少い、それはこの実験が、爆弾が小さいからである、こういうことをアメリカ側

側が言うておりますが、爆弾が小さいからとて、被害が小さいということは断定できないと思ひます。しかも数年を経て、今日はこの威力は相当発達しておると思ふのであります。ゆえに、この被害はないと保証はできないのであります。日本側はいかに考えておりますか、政府のお考えを承わりたいのであります。

一昨年三月一日のビキニ海域の被害は、ただ一発で、しかも約二十六億に上るところの損害を受けたのであります。しかるにこのたびは四月の二十日から約四カ月と、こういうことであるという、相当の私は被害があるものと思ふのであります。二十六億のこの前の損害の請求に対して、わずかに七億二千万円の見舞金しか取れなかつた。これに対して果して先ほども會衆委員からも質問がありました。直接的な被害がかりにないといひました。間接的ないろいろな漁場の破壊であるとか、あるいは漁場の転換であるとか、あるいは資材、資金の損失等に対してのこうした問題をばらんでおるのであります。これに対してはどうか、あるいはふりに考えられるか、国内処置をどういうふうに考えられるか。ことに、これは担当大臣であるところの農林大臣並びに外交折衝に当たるところの外務大臣にお伺いしたいのであります。

さらにこの損害とみなされるところの、補償とみなされるところの見舞金に對して、かつて政府は、このビキニの見舞金に對して課税しようとするのとさへも考えられた。これはまことに私としては遺憾なことでありまして、歌舞伎でいいますならば、山崎街

道において娘の犠牲によって得たところの金をばつさり取り上げた定九郎と同じような考え方である。こういうことは、日本国民の犠牲によってあがなわれたところの見舞金に対して課税しようという考えは、当然これは改正してもならなければならない、法律的な改正をなさるる一体考えがあるだろうか、大蔵大臣にお伺いしておきたいのであります。

さらにこれは外務大臣にお伺いしたいのであります。今や公海とかあるいは地上の問題が論議の中心になっておりますが、今後は空中の境界というものが、外交上重大な問題になると思ふのであります。一九一七年空中におけるところの条約は各国において結ばれたのであります。さらに一九四四年新たにいわゆる民間航空の国際条約が結ばれたのであります。しかしながら、現行行われるところの空中におけるところとした原爆の実験であるとか、その他の問題が、気流の関係によってか、あるいはいろいろな関係によって空中に行われた仕事によってこうむるところの損害は相当大きくなつてくるのであります。この公空、いわゆる公けの空というものの境界はどういうふうに考えられておられるか、領海いわゆる領水及びその一國の領土の上にあるところの領空は、一応国際公法上においては定められております。しかしながら公空と領空との区別と、これに及ぼす主権の境界はどの辺にあるか、この点を外務大臣に伺っておきたいのであります。

さらに、時間もありませんから簡単に外務大臣並びに農林大臣にお伺いしたいのは、今度の通告をかりに受諾した

た場合において、その現場に監視船あるいは調査船を出動させるということ考へておられるかどうか、この点を交渉の中に将来入れるかどうかを伺っておきたいのであります。

なお最後に、外務大臣及び厚生大臣にお伺いしたいのは、昨年八月ジュネーブにおいて開かれた国連主催の原子力平和利用国際会議におきまして、この原子爆弾によって被害を受けた患者の医学上の実相を発表しようとしたところが、これが拒否になつた。広島、長崎被害の医学的な研究の真相を自由に発表することが許されなかつた。これはどういふわけか、この点を一言私は承わつておきたいのであります。遺伝学の世界的権威ノーベル賞の受賞者であるところのアメリカのミューラー博士の研究結果は、われわれを戦慄させずにおかないところの問題がたくさんあるのであります。すなわち広島、長崎の放射線を受けた人たちは、末代まで伝わる突然変異の要素をその生殖細胞に持つてゐるというのであります。外国の学者の研究を待つまでもなく、一昨年の六月、助産婦の協会の大会で、長崎の代表が報告しておられる嬰兒に関する報告は、世界にセンセーションを巻き起しておられますが、それに比べると、二十五年から二十八年までに長崎に生れた嬰兒のうち三万百五十人について調査してみたところ、四百七十一人は死産児、百八十一人は流産、生きて生れたうち三千六百三十一人が異常体質、あるいは脳髓がない子供が産まれた。こういう報告を受けまして、この原子爆弾は、あるいはこの実験は、日本民族の消長に関するところの重大な問題でありますので、厚生大

臣からこれの予防及び治療等の処置に對して伺いたいのであります。残念なことに時間がありませんが、鳩山総理大臣に特別にお願いしたいのは、われわれ日本人の住むこの土地は、人生の墓場でもなければ人類の屠殺場でもありません。われわれは真に日本の自由、また独立の立場から、真剣にこの問題を考へて、敢然としてアメリカに對して抗議する意思があるかどうかというところをお尋ねいたします。私は降参いたします。

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

〇國務大臣(鳩山一郎君) 千田君から危険防止について御質問がございまして、その点について私からお答えをいたします。

非常に困難であると存じております。しかしながら今回の実験につきましては、米國側から幸いに時間的に相當の余裕を持つて通報がございましたので、海上保安庁とも緊密な連絡をとりながら、その内容を地方庁を通じて関係の各漁業者及び漁船へ、また別途に漁業用の海岸局を通じて、沖合いの各漁船にそれぞれ連絡した次第であります。

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

〇國務大臣(鳩山一郎君) 千田君から危険防止について御質問がございまして、その点について私からお答えをいたします。

その周辺の等について適當に監視船を送る意思があるかどうかと、私はさようなことも考へるべき問題だと思つております。これは、交渉の題目になつて少しも差しつかへはございせんから、そのつもりでございまして、その次の問題について、領空の問題を提起されました。これは国際法上非常にむずかしい問題だと考へます。考へますが、今日われわれのこの常識として思つておるところは、領土の上の空中は領空である、この概念的に考へて差しつかへないと思つております。しかし将来この空中の何キロ以上の空中が、領空が、自由な各国の使用に供せられるべきものであるかどうかという議論が今起りつつあります。そのうちでありますから、これは将来の決定に待つよりほかに方法はございませ

〔國務大臣(一萬田尚登壇、拍手)〕

〇國務大臣(一萬田尚登壇) 原水爆の実験の被害に對します見舞金の課税についてであります。これは慰謝料に類するものであります。現行法のもとでも課税の問題はあります。この問題の取扱いは、従いましておおむね課税をしないようにいたすことになつております。その旨国税庁長官から税務署にも解釈並びに取扱ひについて通知を出しております。従いまして、新しい法律を作る必要はないと思つております。しよせん、これは原水爆の実験の被害というやうなものが、今後何回も繰り返してあるというやうなことを考へたかたくなないのであります。(拍手)

右、お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕

〇國務大臣(重光葵君) お答え申し上げます。

國際會議において原爆被害者の医療の問題について、日米學者の間に、専門家の間に、若干の意見の相違があつたといふことは事實のやうでございまして、しかし米國側がわが方の研究発表等に制限を加へたり、阻止したりしたといふことはございせんことを申し上げます。

〔國務大臣小林英三君登壇、拍手〕

〇國務大臣(小林英三君) ビキニ患者の學術的方面につきましては、入院以來おおむね一月一回ないし二回開催されてきたのであります。ビキニに關

して、その周辺等について適當に監視船を送る意思があるかどうかと、私はさようなことも考へるべき問題だと思つております。これは、交渉の題目になつて少しも差しつかへはございせんから、そのつもりでございまして、その次の問題について、領空の問題を提起されました。これは国際法上非常にむずかしい問題だと考へます。考へますが、今日われわれのこの常識として思つておるところは、領土の上の空中は領空である、この概念的に考へて差しつかへないと思つております。しかし将来この空中の何キロ以上の空中が、領空が、自由な各国の使用に供せられるべきものであるかどうかという議論が今起りつつあります。そのうちでありますから、これは将来の決定に待つよりほかに方法はございませ

〔政府委員大石武一君登壇、拍手〕

〇政府委員(大石武一君) 農林大臣に。今回の米國の核実験に伴つて生ずるわが國の漁業生産減退その他の損害につきましては、実験の内容、あるいは規模等が詳細にわかつておりませんので、実験の前にこれを予測することは

〔國務大臣小林英三君登壇、拍手〕

〇國務大臣(小林英三君) ビキニ患者の學術的方面につきましては、入院以來おおむね一月一回ないし二回開催されてきたのであります。ビキニに關

します。原爆協会の医学部会での結論を、そのつど新聞記者団に伝達いたしまして、なお外国に向いては、外務省に對して同様に毎回の処理を依頼して参つておるのでございす。なお学術専門的な方面では、三十年の一月の医学雑誌の「医療」におきまして、ビキニ特集号を刊行いたしました。内外に公開をいたし、なおその後各専門部会におきましては、三十年代内に開催せられた国際医学学会、原子力利用国際会議及び国際血液病の学会に原爆協会の医学部会長の都築博士並びに東大の主治医の美甘博士が出席発表するほか、これらの関係の医師が関係部会につきまして、それぞれ三十年代日本医学会の各専門部会に発表をいたしておるのでございす。

なお原爆協会の医学部会といましては、さらに全般的の記録を取りまとめまして編集中心でございまして、近く印刷公刊ができる予定でございす。広島、長崎におきましては、原爆被害者につきましては、厚生省に設置してございす。原爆被害対策に對する調査研究連絡協会の広島長崎部会におきまして、治療及び遺伝等、今後の問題につきまして検討いたしておるのでございす。

それから今回の四月二十日以後に行われるということになっております。実験の問題につきましては、実験の日取り及び元素等の内容が具体的に明らかになりました場合におきましては、まず南方の水域におきまして、農林省と緊密なる連絡をはかりまして、魚類その他の汚染状況を十分に調査いたしまして、その結果に基づきまして、かり

にも国内に、国内生活の上に影響がある心配がある場合におきましては、すみやかに適切な処置を講ずるつもりでございす。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第一、国防會議の構成等に関する法律案(趣旨説明)

本案について国会法第五十六條の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。船田國務大臣。

○國務大臣(船田中君) 今回提出いたしました国防會議の構成等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

御承知の通り、さきに第十九回國會において成立を見ました防衛庁設置法は、その第三章におきまして国防會議の構成を規定いたしておるのであります。すなわち内閣に国防會議を置くこととし、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に關連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等につきまして、内閣総理大臣は国防會議に諮問すべきものとす、また国防會議は国防に關する重要事項について、必要に応じ、内閣総理大臣に對し意見を述べることが出来るものとしたてております。しかしして国防會議の構成その他必要な事項は、別に法律で定める旨を規定いたしておるのであります。政府

は、以上のような国防會議の任務にかんがみ、これが構成等につきまして慎重に検討して参つたのであります。ここに成案を得ましたので、今回本法律案を提出いたしました次第であります。次に、本法律案の主要なる点を申し上げて。

国防會議は議長及び議員をもって組織するものとす、議長は内閣総理大臣をもつて充てることとし、議員は内閣法第九條の規定により指定された國務大臣、外務大臣、大藏大臣、防衛庁長官及び経済企画庁長官をもつて充てることとしたてております。なお、議長は必要があるとき認めるときは、議員以外の關係國務大臣、統合幕僚會議議長その他の關係者を會議に出席させ、意見を述べさせることができることとしたてております。

以上のほか、議長及び議員の職務上の秘密保持につきまして規定いたしました。なお、国防會議の事務につきましては、總理府に国防會議事務局を置き、これに処理させることとしたてております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございす。発言を許します。田畑金光君。

〔田畑金光君登壇、拍手〕
○田畑金光君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国防會議の構成等に関する法律案に關し、鳩山總理は關係閣僚に對し、以下數点にわたり質問せんとするものであります。

本法律案は、すでに第二十二國會の折、第二次鳩山内閣の手によつて提案され、政府、与党の異常な努力にもかかわらず、ついに参議院において審議未了に陥つたいわくつきの悪法であります。また本法律案は、すでに提案されております憲法調査会法案と一体を

なすものであり、保守内閣の反民主革命途上における典型的反動立法であります。

わが國は獨立を回復して以來四年に及ぶますが、今日、政治的にも経済的にも軍事的にも大きな制約のもとに置かれております。わが國の年度予算は、毎年防衛分担金削減交渉のゆえに國會提出がはなれております。しかも防衛費予算は治外法權的地位を占めております。財政編成の自主權なくして、どこに國の獨立がありましようか。しかも国防會議の設置は、昨年春、防衛分担金削減の代償としてアメリカ側に約束したのがそのもの動機であり、昨年夏、重光外相渡米の最大の切り札が本法律案の成立であつたのであります。それゆゑにこそ、當時の民主党内閣は、例の砂糖法案を犠牲にしてまで、これが成立に狂奔いたしましたのであります。防衛分担金を削つて社会保障制度の強化へ、これが現内閣の公約でありましたが、これが現内閣の裏切られ、防衛關係のみは年々膨張をたどつております。本年度予算編成に當り、防衛庁費は当初大蔵省査定では八百九十億であつたが、九百六十四億にふえ、一千億を突破するに至つたのであります。こういう背景の中から生れてきたのが本法律案であるのであります。

昨年五月、重光外相とアリソン・アメリカ大使との間に、原子兵器は持ち込まない、こういう話し合いがなされた公表いたしました。その直後にオネスト・ジョンは持ち込まれ、原爆搭載のB57長距離爆撃機が持ち込まれたのであります。海外派兵はいたしません、こういう神妙な答弁をしてい

たものが、時期が来ますと、自衛のためには敵基地の侵略も可能がある、こういうふうに変つてゐるのであります。次に來たるべきものはSEATOへの参加であり、NEATO結成への一翼をになうことは既定の路線であると思はれるのであります。

そこで、私は鳩山總理大臣にお尋ねいたしますが、国防會議はわが國防上の必要から設置しようとするものであるか。ただいまの説明にもありましたが、防衛庁設置法に基いて作るのだとお答えになりましようが、その実は、日米共同防衛の名に隠れ、アメリカの極東侵略に奉仕する機關に終ると思ふが、總理の所信を伺います。昨年の夏、重光外相渡米の際の日米共同防衛の中にも示唆されておりましたが、自衛隊の強化、すなわち憲法改正、再軍備の路線を行くわが國は、やがてSEATOへの参加を迫られ、あるいはNEATO結成の一翼をになうに至ると思ふのであります。政府のこれに對する所信を伺つておきたいと思ふのであります。

次に、私は憲法との關係についてお尋ねいたします。現内閣は、すでに憲法調査会法案を提出し、内閣に憲法調査会を置いて憲法改正原案の作成に積極的になり出してあります。保守派の人々の意圖する憲法改正の内容がどういふものであるかは、すでに明らかであります。試みに、鳩山總理もかつて声援を送られた旧自由党の憲法改正案要綱によりますと、現行憲法第二章の戦争放棄の条章は、國の安全と防衛に關する一章に書き改め、國力に應じた最小限の軍隊を設置し得ること、また軍の最高指揮權は、内閣を代表する

一五五

昭和三十一年三月七日 参議院會議第十八号 国防會議の構成等に関する法律案(趣旨説明)

一五六

内閣総理大臣に置き、国防會議、軍の編成維持、軍事に関する最小限の規定を設けることとして、軍の統帥権、国防會議等は明確に憲法の条章にうたうべきことを明らかにいたしており、また、このように保守派の考え方をもちていたとしても、本法律案というものは、現行憲法の建前上許されない憲法違反の法律案であると考へます。が、總理の見解を承わつておきたい。

さらに、憲法と関連して明らかにしておきたいことは、御承知の通り、かつての国内治安、間接侵略に対処することを唯一の目的とした警察予備隊、保安隊は、今日直接侵略に対処することを第一義的とする自衛隊に発展し、昭和三十一年度には陸海空三軍の兵力は二十一万五千に上るのであります。現内閣が防衛六カ年計画を立て、防衛分相金の交渉に、またはMS A援助兵器受領の基礎条件として参つておられることは国民周知の事実であります。

そこで、總理にお尋ねいたしますが、われわれは今日の自衛隊即憲法違反であると考えますが、自衛隊力を肯定する現政府は、現行憲法のもとにあつても、防衛六カ年計画は憲法との矛盾、衝突なしに推進できるものであつたと考へておられるかということになります。

さらに船田防衛庁長官にお尋ねいたしますことは、防衛六カ年計画の全容、すなわち年次計画、最終年次における目標等、その具体的内容を明示していただきたい。なお昨日の新聞報道によりますと、駐留米軍は年内に一万名撤退し、あと二、三年のうちに米陸上部隊は撤退を完了するといわれて

おりますが、防衛六カ年計画と駐留米軍撤退との関係はどういうふうになるのであるか明らかにしていただきたい。

次に私は防衛六カ年計画と経済自立五カ年計画につき、萬田大蔵大臣、高橋経済企画庁長官にお尋ねいたします。現内閣の前身である第二次鳩山内閣は、社会党の掲げるような社会保障政策を掲げて国民を惑わして参りました。が、今も同様であります。あれほど喧伝された四十二万戸住宅建設の実情はどうかでありましようか。政府の直接間接の財政措置によるものは十七万五千戸に過ぎず、しかも公団住宅は十二月末入札済みが三六%、公庫住宅七三%、公営住宅八五%が着工されておるに過ぎません。経済五カ年計画の目標は、経済自立と完全雇用の達成をはかることであると申しておりますが、第一年度である三十一年度における鉱工業部門における雇用人員は二・六%の増加であり、二十五万名でありまして、就業人口の増八十八万でありますから、大半はすでに飽和状態にある商業、サービス部門、原始産業等への吸収を予定するという類りない雇用政策であります。生活保護費を見ても、三十一年度は要保護人員は前年度に比し五%増でありますが、本年度はわずかに二・五%の増を見込んでおるに過ぎないのであります。今日厚生省調査による生活保護を要するポスター・ラインの階層一千七十七万世帯といわれておるとき、保護率の減少というものは、軍事予算のしわ寄せが国民生活、社会保障への重圧となつてきた証拠であります。現内閣は社会保障関係費が昨年に比し百二十二億増の千三百三十四

億に増額したことをもって得意といつておられますが、人口増加に伴う当然の経費増であつて、実体はむしろ後退したものと見なければなりません。今日イギリスにおいてすら新保守主義のもとにおける福祉国家の達成と軍備強化という二つの政策は併立し得ず、英國の当面する経済困難の原因を作つておるといわれております。しかも、経済基礎の浅い我が国において、軍事費支出は年々膨張し、防衛六カ年計画の最終年次である昭和三十五年には、自衛隊の維持費だけでも二千三百五十億に上り、その年の国民所得の三%を占めるのであります。

そこで一萬田大蔵大臣にお尋ねすることは、社会保障と再軍備は併立し得るものと考へておられるかどうか。わが国の置かれた国民経済、国家財政の現況にあつては、いずれに重点をとるか、が唯一の道であると考えますが、蔵相の見解を承わりたいのであります。高橋長官にお尋ねしたいことは、経済自立五カ年計画と防衛六カ年計画との関係はいかんといいことであるか、この二ことに長官は、防衛費は国民所得の二・二%を要すると、かねがね主張されておるが、今後におきましてこれが限界を越えようとするだけの勇気があるかといふ点であります。

次にお尋ねしたいことは、国防會議に民間人を加えることは是非であります。第二十二国会の際、政府原案には民間人を加えることになっておりましたが、当時の自由党は、内閣責任制の建前と機密漏洩の危険性から、これが削除を主張し、政府与党は成立をさせるのあまり、これに同調したのであ

ります。ときに鳩山總理は民間人を入れることが望ましいといふこと、しかし成立を急ぐゆゑに自由党の修正には応ずるが、民間人としては意見交換してこれが欠陥を防ぎたい、こう申されたのであります。今次国会に提案されたものでいささかを見ましても、幾多の修正の後、前国会の修正案とはほぼ同一の内容のものに落ちついたものであります。この際考えなければならぬことは、現行法律制度のもとにありましては、總理大臣の権限はあまりに強大であるといふことであり、總理大臣は國務大臣の任免権を持ち、防衛庁長官もまた國務大臣として、あるいは行政長官として總理大臣の任免権と指揮監督権のもとに置かれております。また内閣總理大臣は、自衛隊の最高指揮監督権を持つております。民主主義は権力の分立、均衡を前提としたものといたし、議院内閣制のもとにありましては、与党の總裁である總理は、実質的には議會に對しても強大な影響力を持つております。そこに第二の束条が生まれる危険なしといひません。また鳩山總理のように、明鏡止水、行雲流水型の人物であつて、側近に惑わされやすく、失言取り消しを繰り返すような人物にも強大な権力を与へることは危険至極なのであります。首相の専断を抑え、政党政治に伴う党略優先で国防が運用されることを阻止するためにも、旧軍人や制服職員にあらざる民間人を入れることは、今日の段階にあっては必要と思はれるのであります。が、總理並びに船田防衛庁長官の見解を承わりたいと思ふのであります。

さらに防衛庁長官にお尋ねしたいことは、防衛庁特設防衛計画や自衛隊の作戦用兵計画を立てる機関である統合幕僚會議と国防會議との関係はどういうことになるかといふ点であります。国防會議事務局の構成は、説明によりますと、事務局員以下わずか十数名に過ぎないのであります。このような規模で独自の案を作り、計画を立てることができるといふのであります。結局は防衛庁、統合幕僚會議の計画が、そのまま国防會議の案となり、そのうち防衛庁長官の権限というものが非常に強大になつて参ります。この点に關しまして、どうそれをチェックするか、この点に關し防衛庁長官の見解を承わつておきたいと思ふのであります。

最後に、私は本法律案が今日の国際情勢に對しどういふ影響を及ぼすかといふ点に關し、重光外務大臣の所信を承わりたいと思ひます。昨一年間の国際政局の動向は、バンドン會議を通じて、さらにはジュネーヴ會議を経て、緊張緩和、話し合いによる国際紛争の解決に大きな歩みを踏み出した時代といえるのであります。なるほどジュネーヴ四カ国外相會議の失敗は、再び阿蘭營の冷戦を再開した事実が否定し得ませんが、それゆゑにジュネーヴ精神が消滅したと見ることは、歴史の流れを知らぬものと申さなければなりません。昨年十二月の國際連合における一括加盟の問題は、今日の國際政局が、もはや大國の意思のみによつて動かされるものではなく、中小國家群の台頭とその影響力を無視し得ないといふことをはっきり示すものと申さなけ

るべきです。ときに鳩山總理は民間人を入れることが望ましいといふこと、しかし成立を急ぐゆゑに自由党の修正には応ずるが、民間人としては意見交換してこれが欠陥を防ぎたい、こう申されたのであります。今次国会に提案されたものでいささかを見ましても、幾多の修正の後、前国会の修正案とはほぼ同一の内容のものに落ちついたものであります。この際考えなければならぬことは、現行法律制度のもとにありましては、總理大臣の権限はあまりに強大であるといふことであり、總理大臣は國務大臣の任免権を持ち、防衛庁長官もまた國務大臣として、あるいは行政長官として總理大臣の任免権と指揮監督権のもとに置かれております。また内閣總理大臣は、自衛隊の最高指揮監督権を持つております。民主主義は権力の分立、均衡を前提としたものといたし、議院内閣制のもとにありましては、与党の總裁である總理は、実質的には議會に對しても強大な影響力を持つております。そこに第二の束条が生まれる危険なしといひません。また鳩山總理のように、明鏡止水、行雲流水型の人物であつて、側近に惑わされやすく、失言取り消しを繰り返すような人物にも強大な権力を与へることは危険至極なのであります。首相の専断を抑え、政党政治に伴う党略優先で国防が運用されることを阻止するためにも、旧軍人や制服職員にあらざる民間人を入れることは、今日の段階にあっては必要と思はれるのであります。が、總理並びに船田防衛庁長官の見解を承わりたいと思ふのであります。

ればなりません。日本が国連加盟に失敗いたしましたゆえにも、根本的には、これら中小国家群の支持を得ることができなかつたところに大きな原因があるのであります。わが国は、昨年六月以降、日ソ国交調整に乗り出して参りましたが、今日では、もはや政府の方針によつては打開の道がない壁にぶつかつてきたのであります。中共との国交回復も時間の問題であります。また、西南アジア諸国とは、多くこれから賠償問題を解決し、国交調整、貿易の回復をにからねばならぬ段階にきております。賠償も解決せず、再軍備に狂奔する日本の姿は、アジアの諸国の目にどのよう映るであらうでしょうか。軍備に使う金があるなら、まず賠償に回してもらいたい、これこそ偽わらない気持であると思ふべきです。鳩山総理の特使として、先般西南アジアを旅行された三木武夫氏は、帰朝談話の中で、次のようなビルマの指導者の言葉を報告しております。すなわち、アメリカ、ソ連のいずれか一方と結ぶからこそ、他方がそれを排除にやつてくる、ビルマのようにどちらとも結ばなければ、冷たい戦争の被害者になることはあり得ないと、まことにこれは味わうべき言葉であると思ふのであります。このような国際政局、アジアの諸情勢を考えますときに、国防会議のこの法律案のような、再軍備政策の強力な一環になり、こういふ法律案を今と出さずということは、国家のために、あるいは国民のため、むしろ私は有害無益なものであると考へます。この点に関し重光外相の所信を承わりたいと思ふのであります。

以上数点にわたり、私は鳩山総理以下閣僚の明確な答弁を求めて、質問を終ることにいたしました。(拍手)

○国務大臣(鳩山一郎) 田畑君の御質問に對してお答えをいたします。

第一の御質問は、国防会議は内閣総理大臣の諮問に答へて、国防に関する重要事項について慎重に審議をいたしまして、わが国の国防施策について万全を期しようとするものでありまして、アメリカに設置を約束したというやうなことは全然ございません。これはアメリカの要請によつて作るものかという御質問がありましたから、答へたのでございます。

次に、憲法違反の典型的なものといたうような御意見で、御質問がございました。この法律案は、さきに国会において慎重審議の上可決せられました防衛庁設置法第四十三条の規定に基づきまして、国防会議の構成等に関する事項を規定せんとするものでありまして、(四十三条)従つて、何ら憲法に違反するものとは考へません。

次に、現行憲法違反ではないかというやうな御質問だつたと思ひますが、自衛権は独立国である以上、国が当然に保有する権利であります。自衛のため必要最小限度の防衛力を持つということは、憲法は否定しておりません。従つて、こゝういふ程度の防衛力の整備をはかるため、わが国の国力、国情に合った防衛六カ年計画を作成いたしました、これが推進をはかることは何ら憲法に反するものとは考へません。

最後に、私に對して民間人を議員に入れることについて御質問があったと思ひますが、これは前議会の審議を尊重いたしました。前議会で可決になりました民間人を入れないという方をとつたのであります。内閣は、議會に對して直接の責任をとるものであります。直接責任をとる内閣の議員で構成する方が、私は正しいと思ひます。(いつ可決になった)と呼ぶ者あり。

衆議院で可決になりましたという言葉を落したのであります。

○国務大臣(重光葵) お答え申し上げます。

私に對する質問に一つお答えしたいと思ひますが、まず、米國との間に原子爆弾の持ち込みの話をしたやうであるが、オネストジョンやB57の持ち込みについて話があつたかと、そゝういふ話の点でございまして、オネストジョンやB57は相当進んだ兵器であることは言ひまでもありませんけれども、これは原子兵器ではございませんで、普通の兵器であるという定義であります。さうであるから、この問題は起らなかったでございまして。

それから次に、日米共同声明、私の関係いたしました共同声明について、一、二の御質問がございました。その第一の御質問は、国防會議は、そのために、つまり米國の要請によつて国防會議の法律案を出すんじゃないか、こゝういふ御質問がありました。これに對しては、總理大臣の答へえの通りでございます。さういふことはございません。何もさういふことはございません。この法案は、防衛庁設置法に基いて提出したものであることは、提案の

理由で申し上げた通りでございます。それからその次に、日米共同声明の趣旨について御質問がございました。さういふことになっていけば、たとえば、日本がSEATOへの参加をみるやうな形勢になりませんか、もしくはNEATOでございませうか、その結果に参加するやうな形勢になりませんか、こゝういふお話があつたやうでございます。この日米共同声明はさういふことには少しも関係のないことをはつきり申し上げておきます。そゝういふ話はございせんせん。もとより、日米共同声明は、東亜方面の平和を企圖してやるものでございまして、この平和を進めていく、こゝういふことについては、日本としてはあらゆる努力をして、関心を持つて措置していかなければならぬ問題だと思ひます。

そこで、國際情勢一般についてのお話でございまして、國際情勢は今日、ゼネバ會議以後において、兩陣營のあつてききといふものが武力以外の方向において非常に複雑になつてきた。しかし、それだからといって、ゼネバ精神といふものを無視してはいかないし、またそれについてはいかなんじやないか、こゝういふお話でございます。大体論として、私も御同感に感じますが、今日兩陣營の間のあつてききが非常に複雑になつておるというところは、これはもう私からこの場で詳しく申し上げる必要のないことと思ひます。特にアジア方面において、非常に重大な國際情勢になつておることは事実でございます。しかしながら日本といたしましては、どうしましても東亜に國を立って平和的に発展をいたしていくためには、あくまでも調和的精神をもつて進んでいかなければならぬ、これは当然やるべきことでございます。しかし、そこで御説の通り、いろいろの施策をしなければならぬ、東南アジア方面における經濟問題も考へなければならぬ、また賠償問題の解決もしなければならぬといふやうなことの筋においては、私も御同感でございます。しかしながら、これも日本のりつぱな民主國としての国力を築き上げて、そして、りつぱな國として、獨立國として、そして國際間の平和に努力し得る基礎ができるのでありますから、國防會議ができたから、そゝういふことはすべて逆行するじやないかと、こゝういふもしお話であるとするならば、少しく私は行き過ぎたやないかと思ひ、國防會議など設けて、十分に日本の獨立進んでいくことによつて、初めて東亜の平和にも貢獻し得ることだ、こゝう私は考へております。(拍手)

○国務大臣(船田中) 防衛六カ年計画のことについてお話がございましたが、これは防衛庁の試案として現在持つておるものでございまして、これは予算委員会あるいは内閣委員会等においても御説明申し上げたのでございまして、昭和三十一年度におきまして、陸上十八万名の自衛官を作る、それから海上におきまして艦艇十二万四千ト、飛行機百八十機、また航空自衛隊におきまして練習機を加えて約千三百機、といふものを最終の目標にいたしておるのでございまして、しかしこれは防衛庁の試案でございまして、國防會議が設置せられましたならば、これに諮問をいたしまして、政府案をな

べくすみやかに確立するよう努めて参りたいと考えます。従いまして、年次計画等についても、今日のところお示しするまでには至っておりません。

この計画が実現をいたしたときに、米軍との撤退の関係はどうなるか、この計画が実現をいたしたときに、米軍撤退の基礎はできると存じます。しかし米軍の撤退は国際情勢にもよることでありまして、これは日米間の合意によってできることと存じます。必ずしも右計画が実現したから、それと見合せて米軍が撤退するということは申し上げかねます。

それから次に、統幕議長との関係についてお話がございましたが、統合幕僚会議の議長は、防衛庁長官の補佐でありまして、内閣総理大臣の直接の補佐ではないのであります。また統合幕僚会議議長は、会議の議長たる総理大臣の議長が必要に応じて会議に出席させ、その専門的、技術的意見を述べさせるものでございます。表決権は持つておられないのでありますので、これが国防会議を左右するといふようなことは考えられないのでございます。

なお、国防会議に民間人を入れることがよくはないかという御趣旨の御質問がございましたが、この問題につきましては、総理大臣が御答弁になったことによつて御了承を願いたいと存じます。(拍手)

【國務大臣(萬田尚登君登壇)】

○國務大臣(萬田尚登君) 私に對します御質問は、防衛体制と社会保障との関係であつたと思ひます。

政府はいわゆる再軍備を意圖してゐるものではありません。自主防衛体制を整備したいと考へてゐるのであります。しかもその防衛体制は、国力に應じてやう、こゝろこゝろであるのでありますから、防衛体制と社会保障といふものは、私は當然別立すべきであり、また両立いたしておると考へてゐるのであります。大蔵大臣といたしましては、今後防衛費といふものは、必要限度にとどめまして、なるべくこの社会保障といふものを増強していただきたい、かように考へております。

(拍手)

【國務大臣高橋達之助君登壇】

○國務大臣(高橋達之助君) お答へ申し上げます。

防衛規模は、わが国の経済力と権衡を保つべきといふことは原則でありますから、経済五カ年計画の中の防衛長期計画といふものは、当然経済力の増減に応じてこれは増減されるべきものと存じますから、経済五カ年計画と防衛計画とは一致すると、こゝろ存じております。

なお、しからは経済力は何だ、何によつて測定するかという問題であります。これは今日のところ、国民所得を基準に置かなければならぬ、こゝろ

いうことになりました。戦前にあつた防衛力といふものは、国民所得に對して、昭和八、九年頃におきましては大体七・一%になつておりましたが、戦後の状態から見まして、現状におきましては、おおよそ国民所得の二・二%といふものは妥當と信じております。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

午後二時八分休憩

午後二時十二分開議

○副議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。

日程第二、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 本案について、国会法第五十六條の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。倉石労働大臣。

【國務大臣倉石忠雄君登壇、拍手】

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

公共企業体等労働関係法は、公共企業体等の職員の労働関係を規律するために昭和二十三年に制定されました法

律であります。周知のごとく占領下早急の間に立法されたものであり、その内容は、いわゆる翻訳立法の最たるものであります。その後若干の改正はありましたが、なおわが国の実情に適しない点が多く、また、技術的な不備欠陥が随所に見られまして、このため公共企業体等の労働関係に無用の摩擦、紛争を招いてゐるにあらざるを以て、従来とも本法改正を要望する声が少なくなつたのであります。

政府におきましても、右のごとき事態に對処いたしますため、各方面の意見を参酌して、本法改正の要否等につき、慎重検討を進めて参つたのであります。本年一月十四日、労使公益の各側を代表する臨時の委員を委嘱いたし、本法改正の要否等に対する意見を求めましたところ、右委員の構成する臨時公務法審議会は、発足以来約一カ月間に會議を重ねること九回、慎重審議をいたしました結果、去る二月八日本法の改正に關し、かなり具体的な意見を答申するに至つたのであります。政府におきましては、自來この答申を慎重検討いたして参つたのであります。労使公益各側を代表する委員によつて構成されました審議会の民主的な審議の結果は、できる限り尊重すべきであることは申すまでもないところであります。労使公益各側の意見の一致をみました点はほとんどこれを入れまして、

その意見に沿つて改正法案を立案することにしたのであります。

そもそも公共企業体等労働関係法に關連する問題の根本的解決には、一面において三公社五現業のあり方そのものの検討が必要であり、他面労働法体系全般との關連において考へられなければならない点のあることは、もちろんであります。政府としては、これらの問題については常時真剣な検討を重ねてゐるのであります。しかし、今日これらの基本的問題を直ちに解決するわけには参らぬことは申すまでもありません。さればといつて、また今日公務法の不備をそのまま放置することもあるべきでありませんので、従つて、今回の改正案は、現行公務法の基本的建前は一応これを維持することとし、その前提で現行法上わが国の実情に適しない諸点を改め、關係当事者間における無用な紛争の原因をできる限り除去し、健全な労使慣行の確立を促進するとともに、委員会の機構を整備し、その簡素能率化をはかうといふものであります。以下本法案の大綱について御説明を申し上げます。

今回の改正案の主要点の第一は、団体交渉の手續を改めた点であります。現行公務法におきましては、団体交渉は、労働組合が行うのではなく、米國からの直輸入制度である単位制度を採用して、団体交渉は、この単位を代表する交渉委員によつて行ふこととされ

ておりますが、これはいわゆる直訳的
制度の最たるものであるとともに、き
わめて複雑かつ難解で、とうていわが
国の実情に適せず、現在ほとんど有
名無実化しつつあるのみでなく、また
かえって関係者間の紛議の種となる場
合さえあると見られるので、
改正案におきましては、この単位制度
を廃止し、わが国の労使関係における
一般的慣行に従い、労働組合が団体交
渉の当事者となり、その指名する交渉
委員が団体交渉を行うこととしたして
おります。なお、これにあわせて、従
来本法の適用外でありました公社の臨
時的職員につきましても、純粋の日雇
労働者以外の者は、これを本法上の職
員の中に含めることにいたし、もって
労働関係の統一的处理をはかること
にいたしておるのであります。

次に、改正案の第二点は、仲裁制度
を整備し、仲裁裁定に関する問題の処
理を合理的かつ円滑ならしめる措置を
講じている点であります。現行法にお
きましては、公共企業体等と職員との
間の紛争は、最終的には仲裁裁定に
よって定まることとなっております
が、当該裁定が公共企業体等の予算上
資金上不可能な資金の支出を内容とす
るものである場合は、国会の承認を
待って初めてその効力を発生すること
となっております。この建前は、現行
法制上当然のことではあります。この
制度の運用面におきまして、従来種々

紛議のありましたことは、周知の通り
であります。改正案はこの点につきま
して、後述のごとく仲裁に関する機
構、手続を合理的なものに整備すると
ともに、政府として仲裁裁定をできる限
り尊重する精神を明らかにし、あわせ
て給与準則、給与総額の制度にも若干
の改正を行い、もって仲裁裁定を真に
公正妥当にして権威あるものたらしめ
ることにより、裁定実施に関する紛議
をできるだけ避け、円滑合理的な労働
問題処理の慣行を確立せんとするもの
であります。

改正案の第三点は、委員会の機構を
整備し、その簡素能率化をはかった点
であります。現行法におきましては、
公共企業体等の労働関係を取り扱う委
員会としましては、公共企業体等仲裁
委員会及び中央、地方の公共企業体等調
停委員会の合計十一の委員会が並立し
ておりますが、今回の改正案におきま
しては、これらの各委員会を統合して、
一つの公共企業体等労働委員会を設け
ることとし、この委員会の下に各種の
機関を統合して、簡素にしてしかも能
率的な機構を整え、公共企業体等の労
働関係の実情に即して、機動的に強力
な活動をなす態勢を整えるように措置
いたしてあるのであります。この公共
企業体等労働委員会は、公益委員五人
及び労使委員各三人ずつ計十一人の委
員をもって組織されることになってお
りますが、特に公益委員の任命につ

ましては、その任務の重要性及び特殊
性にかんがみ、労使委員の意見をも聞
いた上で、両議院の同意を得て内閣総
理大臣が任命することとしたし、もっ
て公益委員の人選を真に公正かつ権威
あるものたらしめんといたしてあるので
あります。

以上の三点が、今回の改正案の主要
点であります。その他の点につきま
しても、答申に盛り込まれた意見をできる
限り尊重いたしまして、所要の事務
的、技術的改正をいたし、公共企業体
等の職員の労働関係の処理の円滑化を
はかっているものであります。

以上、本法案の提案理由を御説明申
上げたのでございますが、本法案が
成立、施行されますならば、公共企業
体等における健全にして合理的な労働
慣行の確立と、公共企業体等の正常な
運営の確保に資するところ少なくない
ものと確信いたしている次第でありま
す。何とぞ御審議の上、すみやかに可
決せられんことをお願い申し上げます。
(拍手)

○副議長(重宗雄三君) ただいまの趣
旨説明に対し、質疑の通告がございま
す。順次発言を許します。安井謙君。

〔安井謙君登壇、拍手〕

○安井謙君 私はいまだ上程されま
した公共企業体等労働関係法の一部を
改正する法律案に関し、内閣総理大臣、
大蔵大臣、労働大臣等に対し、若干の
質疑をいたしたいと存じます。

鳩山総理は、かねてから施政方針と
して、過去の占領政策下に制定された
法律なり制度中、日本の現状に適當で
ないものについては、逐次この改正を
企てられておるようございまして、
本改正法案もその意図の一部であらう
と推察する次第であります。

本改正案に関連して、最初にお尋ね
いたしたいことは、日本の労使関係の
現状に対し、いわゆる労働関係の法規
が、全体としてこのままでいいと考え
られておるかどうかの点であります。
私は、今次、提出された改正案は、そ
れ自体といたしましては、かなり時宜
を得た措置であり、公共企業体職員の
給与上の紛糾に対し、合理的な解決の
ために一歩前進したものと考え、この
限りにおいては、当局の進歩的な努力
に対し敬意を表する次第であります。

この点については、おそらく社会党の諸
君も同様であらうと存じます。御承知
の通り、公共企業体の職員は、その
職務の性質上から、自己の要求を貫徹
する手段としてストライキ権を与えら
れておりません。給与その他の要求手
段としては、単に団体交渉の権限のみ
であります。これが当局に認められな
い場合、その判定者は、仲裁裁定委員
会というところに相なっております。実
際において、しかし、この裁定案を実
施するかどうかの財政的措置につきま
しては、絶えず紛糾が続けられてきた
したことは、まことに遺憾であり、適

切な措置がとられることを期待してい
たのであります。しかしながら、翻って
わが国の労使問題を全体的にながめて
参りますと、この種の紛糾は決して公
労法のみに限られておるのではないの
であります。極端な表現をいたしま
すれば、労働関係法規全体が、今日矛盾
に満ちておるといっても過言ではない
のであります。今日、労使関係を規律
する中心は、労働基準法、労働組合
法、あるいは労働法といったような、
いわゆる三法であります。例を基準法
によってみましても、この法律は、ま
ことにめんどろな手続法でありまして、
この規定が企業の種別を無視し、経営
規模の大小にかかわらず、一律に適
用されておるといふ点等、今日、日本
の生産性向上に対し大きなブレーキに
なっておりますと考えられます。また労働
法その他にいたしましても、国民生活
に最も影響の大きい民間公益企業体の
ストライキに際して、果して万全の策
がとられておるかどうかといえは、は
なはだ疑問であります。かかる現状に
対し、政府はどういう基本的な考えを
もっておられるか、お伺いをいたした
いのであります。

第二にお伺いしたいのは、総評
を中心とした、いわゆる春季労働攻勢
の渦の中に巻き込まれておる官公労
組、あるいは非現業職員組合のあり方
についてであります。御承知の通り、
総評三百万人といわれておる組合員

昭和三十一年三月七日 参議院會議第十八号 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

中、その三分の二を占めておるのは、公務員またはこれに準すべき身分の人たちであります。申すまでもなく、これらの人たちは、その身分上当然の帰結として、ストライキ権はもちろん、団体交渉権を保持していないものが多いためです。にもかかわらず、今次総評の春季攻勢の姿を見て参りますと、これらの官公労組の人たちは、民間労働組合といわゆるタイアップして、互いに緊密な連携のもとに、共通の要求として、ベース・アップ闘争を続けております。その行動の中には、国民全体に奉仕すべき義務を持った公務員またはこれに準すべき身分の人たちとして、まことに遺憾千万であるとの印象を強く受けるのであります。すなわち世間では、官公労組が民間労働組との統一闘争によって全般に大きな渦巻を起し、その圧力で不当なる賃上げ要求を通そうとしているのだという見方をしている向きもあるものであります。もしそうだとすれば、総評自体、官公労組に利用され、また逆に官公労組は、民間労働運動の影響に支配されておる結果になるとも考えられ、憲法の精神に照してもまことに遺憾と申すわけでありすが、政府はこの現状をこのまま放置してよいと考えられますかどうか。

第三にお尋ねいたしたいのは、公労法十七条違反の件であります。公労法の第十七条は、公共企業体の職員及び

その組合が、同盟罷業、怠業、その他業務上の正常な運営を阻害する一切の行為を禁じております。政府は、春季闘争を迎えるに当って、さきに国家公務員及び公共企業体職員の争議行為に關する諸法規の公式な解釈を発表して、休憩闘争と称する職務放棄、順法闘争と称するみずからの勝手な判断による就労拒否、定時退庁による超過勤務の拒否、勤務時間中の職場大会、ピケ、デモ、すわり込み等が違法の行為である旨を明らかにしております。これらの行為が、明瞭な争議行為であり、法の禁ずるところであることは申すまでもありません。ところが、実情はどうでありましょうか、これらの行為が、あるいは公然、あるいは隠然と現に行われておるのであります。勤務時間中に、しばしば職場大会が催されておられ、国鉄などは、いわゆる改札ストが行われ、乗客に非常な迷惑をかけておるのが実情であります。先般も官公労組がまじり、調停委員会に向つてデモを行い、委員会の調停案作成に圧力をかけたというのを耳にしておりま

第四点といたしまして、今回の官公労組の要求たる、いわゆる二千万のベース・アップについてであります。私は今日、官公職員の賃金が必ずしも十分なものとは考えておりません。しかしながら国家財政の実情から割り出されておる公務員等の給与は、国民所得の基準に立つた民間労働者の平均収入に比べて、決して劣っておるものとは考えないのであります。なるほど二年間給与ベースは据え置きであります。が、しかし定期昇給は一方において行われております。一般物価が横ばいの状態にある今日、高層建築の組合会館を持ち、福祉、共済の制度はもちろ

本法改正の主要点の一つは、先ほど労働大臣も申された通り、予算総則上の給与総額に対する制限を撤廃することであり、増額の際における決定権を最終的には大蔵大臣にゆだねることです。これは見方によつては、公共企業体の予算執行上の権限を大幅に大蔵大臣に委任する結果になります。逆に申しますと、仲裁裁定が下された場合、その採否の責任はあけて大蔵大臣にかかってくるということになります。大蔵大臣はこれに対してどういう態度をもつて御許可になるつもりであるか、また実問題としては、財政上の給与総額に対する移流用の限度等について、あらかじめ法的に一定のワックを設けておくといったようなことが運営上好ましいようにも考えられますが、いかがでしょう。

第二にお尋ねしたいことは、公共企業体等労働委員会の公益代表委員の任命についてであります。改正案によりますと、公益代表委員は、労働大臣が労働の意見を聞いて選定した候補者について、国会の同意を得て総理大臣が任命することになっております。現行法からみれば、相当合理化されておると思ひますが、一面これに対して、政府は、一方的に片寄った任命を行うのではないかという危惧を抱くものがないでもありません。公益代表委員の任命について国会の同意を求めるには、努めて公正な立場から人選を行うべきであると考えます。選定の基準をどこに置くつもりであるか、労働大臣の所見を承わりたいと思ひます。

第三に、公労法第四条三項についてであります。公共企業体の職員でなければ、その公共企業体の職員の組合の組合員またはその役員になることができないというのがこの規定でございます。しかしこの規定は当然であるといつても、この規定によつて直ちにその団体交渉の代表委員になることを排除はいたしておりません。すなわち組合員でないものがその組合の団体交渉の委員にはなれるという制度が黙認されております。公共企業体の職員でもなく、また組合員でもない人物が、団体交渉の際にその団体の代表権を持つということとは常識上不合理であり、好ましくないように考えられるのであります。今次改正案にこれを取り上げなかつた理由について伺ひたいのであります。

細部は、委員会に譲ることにし、以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(鳩山一郎君) 安井君の御質問に対してお答えをいたします。

第一の質問は、労働三法の改正問題は、公労法改正とは別個の問題として慎重に検討したいと考えております。そのことをお答えいたします。

第二の点は、今回の春季闘争についてでございます。今回の春季闘争において、公務員等の不法行為があれば、嚴重に取り締まるかという御質問でございます。嚴重に取り締りますことは、すでに申し上げた通りであることにお答えいたします。

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣(倉石忠雄君) お答えいたします。

労働関係法のことにつきましては、総理大臣から申し上げました通りでございます。慎重に検討いたしてまいります。

いわゆる春季闘争について、官公労が中核をなしていることについて、はなはだおもしろくないではないかという御趣意でございますが、御承知のように総評三百万人のうち三分の二、すなわち二百万ほどがいわゆる官公労であります。こういう大々が中核体となつて、スケジュール闘争というよりなことをおやりになることは、まことに私どもとしては遺憾千万であります。従つてこの方々に違法な行為などがないようには、十分政府もしばしば警告をいたしましたことは、総理大臣より申し上げました通りでございます。

なお官公労のうちの公労協が休暇戦術であるとか、いろいろ脱法的な争議類似行為をやろうと計画を持たれると

いうことが、しばしば伝えられておりますが、そういうことに対しても政府は、法の建前を尊重して嚴重に処置をする考えであります。

なお官公労争議行為と調停委員会の関係でございますが、このことは御説のように公共企業体等労働関係法によつて労働行為を拘束を受けております人々は、争議権がないことは当然なのであります。その結果、生ずる結果につきましては、ただいま申し上げましたように違法な行為がないように、政府はしばしば警告もいたし、なお今後も態度を一定いたしまして、従来の方針通りに処置いたして参るつもりでございます。

公務員の給与ベースのことにつきましては、大蔵大臣にお尋ねのようでございます。私には省略いたします。

仲裁裁定の尊重のことについてお尋ねがございました。仲裁裁定は、御承知のように公共企業体等労働関係法の中核をなすものでありまして、御承知のように現行法三十五條によれば、当事者双方を拘束するということになつております。仲裁裁定は尊重せらるべきが当然であります。ただ十六條二項にはね返つて参りまして、予算上資金上支出不可能な場合は、最終的に国会において議決を得る、そのことは、現行法と改正案と同様であります。ただ、ただいまお尋ねのうちに、仲裁裁定を尊重することはけつこうで

あるが、裁定実施のために大蔵大臣が一存で移流用できるようにすることはどうか、この点について一応のワクをはめておくべきではなからうかという御趣意のようでありましたが、予算の項目について、大蔵大臣の承認によつて移流用が許されておりますことは、一般会計においても、御存じのようにならうかと存じます。その場合特に、大蔵大臣の判断にワクをはめるようなことは通常行われておりません。給与総額に關する大蔵大臣の承認につきましては、大蔵大臣が、当該公共企業体等の事業の運営、財政事情、その他諸般の事情を考慮いたしまして判断いたすものであります。特にこの場合に限つて、大蔵大臣の裁量にワクをはめておくというようなことは、公労法の上からは必要はないと私は存じております。

それから委員会を統合いたしましたし、委員を国会の同意によつて任命することにつきましては、お尋ねがございました。御承知のように、仲裁裁定は当事者双方を拘束するきわめて最終判決的な性格を持つものでございまして、この裁定の結果、国家経済に大きな影響を持つてくるような重大なものでございしますから、私どもは今度の法改正に當りまして、この仲裁委員会の構成について慎重な検討をいたしました。そこで政府は、国会の御承認を得て、そして総理大臣の任命をみる、こういうふうにいたしまして、皆様方

にも十分その人物その他意見などについて御判断を願つて、そして御承認を得た上で内閣総理大臣が任命するといふふうにいたしました。

〔副議長退席、議長着席〕

この仲裁委員会の構成について、さらに権威を持つていただくようにしていくことが、かえつて仲裁裁定に意義あるものではないか、こういうことから、仲裁裁定委員の人選について、ただいま申し上げましたような措置をとることにいたしましたわけでございます。

最後に、この四條三項のことでございますが、ただいまは御承知のように、公共企業体の労働組合は、法によりますと、現在はその職員でなければその組合員にはならないということになってゐるわけですが、現実には皆御承知のように、いろいろこの点についてまちまちでございます。そこでこの職員でなければ組合の役員または組合員にはならない旨を定めた四條三項の規定につきましては、御承知のように、審議会の答申におきまして、三者構成で審議を願ひましたが、公益委員は、交渉委員を職員に限定するといふことを前提として、本条を削除することを主張されました。ところが、使用者側の審議会委員は、これに反対されました。労働者側委員は、交渉委員を職員に限定する前提から、猛反対をされた。それで労使の意

見がこの点では対立いたしましたので、それでやむを得ず、一応現行法通りとしたものでございます。(拍手)

〔国務大臣一萬田尚登君登壇、拍手〕

○国務大臣(一萬田尚登君) お答え申し上げます。

公務員の給与ベースであります。これは賃金等の統計によりますれば、民間のそれに比しまして必ずしも低いようにも思われません。国鉄職員に対する一時金五千円支給の調停案につきましては、ただいま国鉄当局において、企業を経理その他客観的な情勢を総合判断して、検討中と思つております。私としては、これらの結果を待ちまして慎重に判断を下したいと、かように考えております。

それからこの仲裁裁定実施に關することでは、従来この仲裁裁定実施のためには、必ず補正予算の措置をとりまして、給与総額の変更を行ふ必要があつたのでありますが、今後はものによりましては、必ずしも補正予算の措置をとらずに、移流用措置によりまして、実施ができるようにして、問題の解決を容易にいたしたい、かように考えておるのであります。

この移流用のことについては、所管大臣の判断、それからこれに對します大蔵大臣の承認、不承認が、裁定の採否に關係することが大きくなります。

が、この場合は、どういふ裁定でもすべてこの移流用の承認を与えるというものではありませんが、企業の運営に及ぼす影響、財政経済全般の状況、その他の問題を総合判断いたしまして、移流用の可否及び移しかえをきめたい、そうして遺憾のないようにいたしたい、かように考えておるわけであり

ます。

なお、この予算の移流用につきましては、従来三公社につきましては、予算総則において流用費目の制限が付けられております。また五現業につきましては、移流用は一般会計と同様の制限が付けられておるのであります。が、今回のこの公労法の改正に伴う新しい事態が生じたのでありますから、これに即しまして適当に研究をいたしたい、かように考えているわけであり

す。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 永岡光治君。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案について、その基本的な点について政府の所信をたださんとするものであります。

その第一点は、公共企業体等労働関係法の本法制定の趣旨と、本法律を尊重するということについての政府の態度についてであります。

すなわち本法のねらいは、三公社五現業の労働者、使用者側の間における紛争を調停制度によって、これを円満に解決しようとするところにあると私は考えるものであります。しかしりとするならば、三公社五現業の労使間の賃上げ紛争に對しまして、現在起きておりますこの紛争に對しまして提示されました中央調停委員会の調停案を、公社当局がこれを受諾をいたしまして、さらにこの調停案の中に示されております不明確な点を話し合いの上で解決をするよう、政府は積極的に協力すべきではないかと、かように考えておるものであります。

先般、三公社労使間に起きておりますこの賃上げの紛争の解決のために、中央調停委員会は慎重審議の結果、次のような結論が出されております。すなわち、現給手は不当であるのですみやかに是正をすること、暫定措置として本年度内、三年度内に一人当り五千円以上を支給すること、期末手当を〇・二五カ月分増額支給すること、定期昇給及び給与体系は正のため予算措置を講ずること、等を含めました給与改訂を適當とするという、こういう調停案が示されておるのであります。本調停案に對しましては、労働組合側は事態の円満なる解決のためには、まことに不満であるけれども、しかしこれ

を不明確な点を明確にするということ

を条件にいたしまして、受諾をいたした

ました。まことに私は、建設的な態度だと考えておるのであります。が、かかるに政府と公社当局においては、今日に至りましても、なおかつその態度を明確にいたしておりません。いたずらに紛争の解決を遅延せしめているということは、まことに私は遺憾にたえないと存するものであります。官公労組の今次賃上げの闘争というものについて、開始以来すでに一カ月をこえております。政府、自民党の一方的弾圧と威嚇による挑発的態度によって、次第に重大なる様相を呈してきておりますことは、すでに皆さん御承知の通りであります。このような事態の解決には、どういたしまして政府と公社当局とが本調停案を受諾し、組合側と誠意をもつて話し合う以外に方法はないと考えるものであります。ところが組合で行なっております職場大会等には、自民党の代議士諸君が監視の立場でこの大会に出席をいたしまして、これに威圧を加えております。そののみか、組合員の数よりは多い警官を動員しております。たとえば田端における国鉄の職場大会等の例を見ますと、組合員六百名の職場大会を開いておる、ここに警官六百名、公安官三百名、調査員百名という、まさに組合員を非常に上回る膨大な警察権力を動員いたしまして、挑発的態度に出ていることは、これまた新聞紙上を通じて皆さん御案内の通りであります。が、こ

のようにして混乱に陥れて、従来許されておりました労働慣行に對しまして、これを不当なりといたしまして、ある代議士のごときは、警官をその現場に連れて行って写真をとらして、このような現場であるからというようにことごとく国鉄当局に処断を迫り、断固たる処断をせよ、もし処断をしなれば、その管理者に對して、自民党の名においてその責任を追及するといふ、こういう不当きわまりないところの干渉がなされておるのであります。こういうことからいたしまして、労働紛争というものは円満なる解決の方向に進むどころか、ますます拡大の方向に今日迫り込まれておるのであります。従って私たちの考えからいたしますならば、調停を長引かしておるその責任というものは、これは政府側あるいは自民党側がとっておる態度にあるのでありまして、むしろ問題を円満に解決しようという、そういうことに努力しておるよりは、争議をますます拡大して、社会を不安混乱に陥れようという態度にのみ努力をしておるとしか考えられないのが今日の状態であるわけであり

ます。(拍手) このようにして、このような状態でありましますから、もし調停案を拒否して事態の解決をいたずらに遅延せしめるといふことでありますならば、それによって発生する一切の責任は、あげてこれは政府が負わなければならないのは当然であります。

この態度は、何も社会党のみがここの皆さんに申し上げ、政府に對して質問を申し上げるだけではないのであります。大新聞であります毎日新聞の社説におきましても、政府は、公社に對してこの調停案を受諾せよという論説を掲げております。その中の一節を読み上げますならば、「政府が調停案を拒否して仲裁委に持ち込もうとして、公社当局に圧力を加えているといわれるのも、こんなところからだ」とし、明らかに毎日新聞は、政府当局は公社側に圧力をかけて、この調停案をのませないようにはしておるという動きがあるといふことを認めておるのであります。五現業についても同じ方向の調停案が出るならば、予算面でやりくりがつかぬとして、この調停をきらっていると察せられる。しかしこの悩みは、調停委も味わっているところである。だが調停委から仲裁委への道を選んだところで、政府の負担が軽くなるの見通しはない。それどころか、組合側が調停案を受諾し、当局が拒否したとなれば、政府の立場はきわめて不利になる。こういうふうにはつきり社説に揭げておるところを見ても明らかのように、私はこの調停案を今日に至るまでも政府が受諾をいたさないで、公社側が受諾するようには政府は協力しないで遅延をしておることが、この争議を遅延させ、しかも労働組合に、争議をいよいよ拡大していくという責任を負わ

せるものであると考えるものでありまして、この点に政府の強い反省を要望いたしたものであります。

そこでわが党は、この政府に対して法律を尊重する立場から、公社が本調停案を受諾いたしましたして、不明確な点をさらに明確にするための誠意ある話し合いによって、事態の円満なる解決をはかるべきことを積極的に協力すべきであるということを要求するものであります。これに對しまして鳩山総理大臣の所見はいかなる考えを持っておられますか、明確にお答えをいただきたいと思つてあります。予算上、資金上、これができるとかできないとかいうことは、明らかに私が冒頭指摘いたしましたように、本公企労法の精神に反するのであります。政府は、今日までどういふ態度をとつてきましたか。労働組合が法に照して違法な行為を行つたならば断固たる処断をするという、みずからが法を侵してもそれについては知らぬ顔をするのみか、この争議をますます大きくしようとしてゐる。こういう態度は、私たちは絶対に見のがすことはできないのでありますから、この点について誠意ある鳩山総理の所見を承わりたいと思つてあります。

次に、先ほど倉石労働大臣から提案理由の説明の中にもありましたように、その言をかりるならば、この公労法は、占領行政下の特別な異例措置と

して制定されたものである、こういうことを言われているのであります。昭和二十三年七月のこれはマッカーサー書簡に基いた、いうところの政令第二百一十一号の落し子といたしまして、不手ぎわと実に無理に満ちた法律であることは、倉石労働大臣みずからが十分お知りのところであると思つてあります。従いまして本来この法律は、今日の状態からいいますならば、当然これは廃止されてしかるべきと私は思つてありますけれども、この点について鳩山総理はどう考へておられますか、その所見を第二点として伺ひを申し上げます。

廃止しないまでも今日の日本の情勢からいいますならば、国家行動の基準が憲法にあるのでありますからして、合憲的な立場に立つて修正さるべきだと主張しなければならぬと思つてあります。しかるに今回の政府の改正案は、なお多くの違憲的欠陥を残しております。不合理と不備の点を放置しておけることは、まことに私は遺憾にたえないのであります。

そこで以上その具体的な欠点を指摘いたしました、改正案に対する質問を行わんとするものであります。以下の質問に對しましては、倉石労働大臣の御答弁を求めらるものであります。

第一点は、臨時公共企業体等労働関係法改正審議会が各界の代表を集めまして持たれたのであります。その

答申案に對して、公益委員側がこれを

まとめたのであります。そうしてその審議会の答申案といふものを作つたのであります。その答申案の全部をこれを受け入れていない。というよりは最も重大なる点において、この答申案をこの改正案には取り入れていないところ、私は最も大きな不満を持つものであります。この点について、たとえば先ほど問題になりましたけれども、仲裁裁定が出され、それを尊重するとは言いながら、予算上、資金上、これは政府は、政府の立場からするならば、予算上、資金上、これが実行不可能といふことである、この裁定を拒否してもよろしいといふ今日の態度は、それはいいけない、いけなからこの答申案の中には、当然予算の移流用によつて、それは実行いたしなさい、こういう答申を出しておるにもかかわらず、それに對しての取り上げをいたしておりません、あるいはまた、先ほど倉石労働大臣からの答弁の中にありましたけれども、国鉄の職員でない者でも役員になり得るということはこの答申案はなしておるのでありますけれども、それについても採用していない。何がゆゑにこの公共企業体等労働関係法の改正の審議会の答申案を受け入れなかつたのか。その点が私は非常に不満であります。きわめて遺憾でありますので、この点についての所見を承わりたいのであります。

次に本法が、従来持つておる当事者の、特に労働組合側の自主決定に加えられてきたところの制限を、そのまゝ看過している点であります。その一つは、オープン・ショップ制を強制しておるところの公企労法第四条であります。その上、公企体の職員でなければ組合員または役員となれないという締め付けを行なつておるといふこの規定は、公企体の労働運動を歓迎しないという態度の端的な現われである、こう言わなければなりません。ほんとうに政府が近代労働組合主義を理解するならば、当然にユニオン・ショップ制ないしクローズド・ショップ制が認められてしかるべきではないかと考へております。けれども、これらの点について、どのように考へておられますか、その点を伺ひます。しかも第七条ではさらに組合専従者の定数につきましても介入をいたしておる点であります。この点についても労働大臣の所見を承わりたいと思つてあります。

次にはタフト・ハートレー法第九条になつた交渉単位制度と交渉委員会制度であります。この交渉委員会制度につきましては、アメリカの鉄道労働の慣行によるものでありますけれども、今回の改正案では、単位制度だけは廃止はしておりますが、交渉委員会制度をなお存置いたしまして、先ほど答弁の中にありましたけれども、職員以外の交渉委員を排除することによつ

て、第四条との関連で団体交渉権の基本的あり方と労働組合の団結権を不当に弾圧し、その弱体化をねらつておるものと考へられるけれども、この点についてはどのような考へを持つておるか、これを伺ひたいのであります。本来、団体交渉の実態とその理論というものは、近代の労働法が明らかに示しておる通りに、労働組合の自主的決定によるものであります。このことを特に私は強調しなければならぬと思つておるものであります。

さらに予算上資金上不可能なる支出を内容とする協定または裁定に関する第十六条及び第三十五条の問題でございます。これは本法最大の問題の一つであります。政府もこの点を重視いたしまして、予算総則の制度を改善いたしまして、裁定の実施に誠意をもつて努力することではなくてはならぬと思つてあります。一体、政府の所定の行為がなされるまで、事前の協定とかあるいは裁定の実施をこぼみ得るという見解に立つて、従来通り政府は拘束を受けないといふ、こういう態度を改めるというならば、給与総額をこえる場合であっても、あとで国会に追加予算案の提出をして承認を受けるといふのか、その点を明確にしたいと思つてあります。すなわち第三十五条には、委員会の裁定に對しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならず、ま

て、第四条との関連で団体交渉権の基本的あり方と労働組合の団結権を不当に弾圧し、その弱体化をねらつておるものと考へられるけれども、この点についてはどのような考へを持つておるか、これを伺ひたいのであります。本来、団体交渉の実態とその理論というものは、近代の労働法が明らかに示しておる通りに、労働組合の自主的決定によるものであります。このことを特に私は強調しなければならぬと思つておるものであります。

た、政府は、当該規定が実施されるように、できる限り努力しなければならぬ。このできる限り努力しなければならぬというこの実際の運営の問題であります。もちろん私は、ここにそのあとに「ただし、公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする規定については、第十六条の定めるところによる。」と、こういうことである。努力するけれども、このことは条文から考えまして、この努力しなければならぬというのは、単なるこれは努力程度であつて、政府が今日までとつて参りました態度をどうも変える考えがないのかどうか、この点をあらためて労働大臣の見解を承わりたいと思ふのであります。

本来、国会の審議権とは予算案についての審議権でありまして、協定や裁定について、国会の審議はこれは無意味なことでありまして、その調停がいとか悪いとかということはこの国会で審議する権限は実はないのであります。それゆゑにこそ公企労法が制定されておるのであります。国会はただ出て参りましたその調停を実施する予算案の内容を見て、その予算案がいいか悪いかということ審議するにとどまるのであります。この調停案の内容容について審議するべきものではないと考へておられますが、この点についての労働大臣の御所見を承わりたいと思ふのであります。

さらに第十七条の争議の禁止でございしますが、第十八条について次に最大の問題の一つは、ストライキ権の剥奪であるわけでありまして、従来も政府は、社会性、公共性、公益性あるいは公共の福祉を理由といたしまして、労働者の生存権的基本権を奪つて然るるといたしておるのであります。が、一般の電気、ガス供給事業や私鉄事業と、国鉄、郵便と電信電話等の交通、通信事業と、どのような理論的相違を認めさせようとするのであります。企業主体が、公社であれ株式会社であれ、企業体の公私を問はず、近時特に公益性や公共の福祉は当然要求されているものであります。何も公企体にのみ特有なものではないと考へるのであります。政府があくまで公共の福祉論を持ち出すならば、憲法十三条に反する場合として、その基本権を内容的に制限する建前をとることが至当ではないかと考へますが、しかし公共の福祉を理由にして労働基本権としての争議権を剥奪できないことは、憲法第十一条、第九十七条に明らかにしておるに、それが永久の権利として保護されておるからであります。断じて全面的禁止は許されません。政府の明確なる答弁を求めるものであります。

最後に、労働委員の任免制度についてであります。紛争処理の公益委員は、法理論上両当事者の意思を基礎とすべきことは当然のことでありまして、その委員が政府の手によつて国会の承認だけで選ばれるのは、政治的見地からの介入ではないか、あくまで労働委員の同意によつて任命すべきであると思ふのであります。以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(鳩山一郎君) 永岡君の御質問に答へます。

第一の御質問は、政府は何かゆゑに調停案を受諾しないのか、すべからず調停案を尊重して受諾することが法に従うゆゑではないかという御質問でございます。調停案を受諾するかどうかは、当事者において決定すべきものであります。調停の段階におきまして、政府がとやかく申し上げることは差し控へたいと存じます。

第二の御質問は、あらゆる争議が長引くのは、全くその責任が政府にあるようなお話でありましたが、今次の争議に關しましては、政府は一貫して早期に解決したいという立場をとつておりまして、決して長引かせるような態度をとつておるわけではございません。(拍手)

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕
○国務大臣(倉石忠雄君) 法律の問題の前に、今次の争議のことにお断れに

なりましたが、政府、自民党の彈圧云々というお話でございましたが、自由民主党のことはさておきまして、政府は、今度の争議に對して彈圧をいたした覚えは毛頭ありません。すなわち、よい労働慣行ができるように私どもは望んでおるのでございまして、法律に禁じられておるような違法行為が行われることを取り締まるのは、国民にかわつて行政を行う政府の責任であると確信いたしておるのであります。そういう意味で、よい労働慣行が作られて、労働運動に對して、多数国民が正しい理解と判断を持つて、労働運動の健全なる発達を私どもは希望いたしておるのであります。(拍手)みずから法律を犯しておるながら組合の違法のみを責めるのは無理だというお話でございすが、公共企業体等労働関係法に基く仲裁規定が、すぐそのまゝ履行されるところではないかとこのことは違法行為ではございせんことは、永岡さんよく御存じの通りでございます。従来仲裁委員会によつて裁定をされたものが二十ありましたが、そのうち金額が動かされたものは一件でありまして、そのまゝ裁定が実行されたものが八件であります。それから若干時期が過ぎて国会が中に入つて裁定通り実施いたしたものが十一件ございまして、御承知のように法の命ずるところは、最終的な議決は国会で行うことになつておるのでありますから、政府がこれを

尊重するとかしないとかと申しまして、最終的な決定までは、そういうことは論ぜられないのであります。従つてこのたびの調停案の問題も、お断れになりました調停案の個々の問題につきましては、政府は審議する必要を認めておりません。個々の企業についての経営当事者の意見によつてこれは決定せらるべきものであります。ことに三公社は、すでに調停案が出ましたが、五現業については、いまだ調停案の提示がございません。こういうときに、政府当局として私どもがとかかくと発言いたすことは、かえつて誤解を生ずるおそれがありますので、私どももいたしましては、それを静観いたしておるというのが今日の実情であります。私どもは、これについて圧力を加えたなどということは毛頭ありません。むしろ一部の労働組合の方々は、調停委員会においてになりました。われわれが希望する通りの調停案を出せという要求をされました。むしろ圧力といへば、こういうものがかえつて圧力であります。(拍手)

それから公共企業体等労働関係法を廃止する意思はないかというお尋ねでございますが、政府は廃止する意思は持っておりません。仲裁裁定の場合には、公労法の審議会の答申によれば、私の聞き違ひかもしれませんが、永岡さんのお話に、審議会の答申によれば仲裁裁定のあつた場合は予算措置を

するようにせよということになつておるが、そういうふうには本案に出ておらないのはどういふことかという御趣意のお尋ねであつたかと存じますが、もしそういうことであるといふましたならば、今回の審議会の答申は、そういうふうには申し出ておりません。従つて政府が提案いたしましたものによれば、つまり今までも通ひまして、仲裁裁定はどこまでも尊重する建前でありますから、そういう場合には、給与総額にかかわらず御承知のように大蔵大臣が移流用を認めるという事によつて、先ほどの後で御指摘になりました三十五条の改正の中で、できる限り努力せよと特に挿入いたしましたのは、そういう意味であります。

それから四三三項の従業員が組合員及び交渉委員になる、なれないのお話は、時間もかかりますから、安井さんの御質問にお答えいたしましたことで御了承をお願いいたします。

それから十六条二項のことでございますが、これは本法を廃止する意思がないというところで一番重要な点は、やはり御承知のように現行法三十五条によれば、下りました仲裁裁定は、当事者双方を拘束すると、ただし十六条二項に規定する場合にはこの限りではないというところで、十六条二項は予算上資金上、支出不可能の場合は、国会にこれを提出して議決することでありまして、その場合は永岡さんの御

指摘のように、国会としては仲裁裁定の内容について審議することとは必要といたしませんし、それを法律は要求いたしておりますので、その裁定を予算上資金上、国家がそれを出すべきかどうかということ、われわれ国会議員は国会において議決をする点については現行法とこの改正原案とは異なっております。すなわち予算に關することでございますから、最終的には国家最高の機関であるわれわれ国会において議決をして参らなければ、政府も動きがとれないと、こういうわけでございます。

ストライキ権の剝奪のことにつきましては、永岡さんもすでに御承知のように、たとえばアメリカなどは、私設鉄道ですら自分の労働組合の規約の中で、こういうような公益事業のストライキというものはほとんどできない程度に、自分の規約で縛つておられます。私も、この現行公労法を決定いたしましたときの考え方も、やはり公けに参する者がその公けに向つてストをするなどということは、私は考えられないのではないかと、私は、立法当時私どもはこういうふうなことを持っているのであります。全部株を国家が持つて、この公けに参仕する者が、公けに向つて、国民大衆に向つて、ストライキをするなどということ

はやめなければならぬ。そのかわりに、公共企業体等労働関係法というのでその身分を保障すると、こういう法の建前でございまして、どうぞさように御了承をお願いいたします。

(拍手)

委員の任命制のことにつきまして、先ほど安井さんのお尋ねにお答えいたしました通りでございます。これはやはり今までの委員の選任方法よりも、皆様方に私どもの方から御推薦申し上げて、そして皆様の御賛成を得て、内閣総理大臣がこれを任命するといふ權威を持たせる方法の方が、かえつて仲裁に權威を持たせるのではないかと、こういうことでございますから、どうぞ御了承をお願いいたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) これにて質疑の通告者の発言は、全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(河井彌八郎) 日程第三、航空業務に關する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件

日程第四、航空業務に關する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第五、航空業務に關する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六、國際民間航空条約の改正に關する議定書(第四十五條に關するもの)の批准について承認を求めるの件

もの)の批准について承認を求めるの件

日程第七、國際民間航空条約の改正に關する議定書(第四十八條等に關するもの)の批准について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)

以上、五件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず委員長長の報告を求めます。外務委員長山川良一君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

航空業務に關する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年二月二十一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

航空業務に關する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件

航空業務に關する日本国とフランスとの間の協定の批准について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

航空業務に關する日本国とフランスとの間の協定

日本国政府及びフランス共和国政府は、

千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された國際民間航空条約の當事国であるので、また、

それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開通するための協定を締結することを希望するので、

よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の解釈上、別段の定めがある場合を除くは、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された國際民間航空条約(同条約の規定に従つて採択された改正を含む)をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び同省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機關をいい、フランスにあつては民間商業航空事務総局及び同事務総局が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機關をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三條の規定に従ひ、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線にお

ける航空業務の運営について指定し、かつ、他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「附表」とは、この協定の附表又は第十三条の規定に従つて改正される同附表をいう。

2 附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定がある場合を除くほか、附表を含むものとする。

第二条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表に定める路線(以下「約定路線」という。)における国際航空業務(以下「協定業務」という。)を開闢することができ、るようにするため、この協定で定める権利を許す。

第三条

1 いずれの約定路線における協定業務も、前条の規定に基いて権利を許された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許された締約国がその約定路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許する締約国が一又は二以上の当該航空企業に対し運営許可を与えること。同締約国は、次項及び第六条一の規定に従うことを条件として、遅滞なくこの許可を与えなければならない。

2 一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の各指定航空企業が、

同航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

第四条

1 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、約定路線における協定業務の運営に關し、次の権利を享有するものとする。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する権利

(b) 非商業的目的で他方の締約国の領域に着陸する権利

(c) 国際運輸における旅客、貨物及び郵便物の積卸及び積込のため、他方の締約国の領域内において当該約定路線に掲げられた地点に着陸する権利

2 前項の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、他方の締約国の領域内の別の地点に向けて有償で運送される旅客、貨物又は郵便物を同領域内において積み込む権利を与えるものと解してはならない。

第五条

差別的措置を避け、かつ、待遇の平等を尊重するため、

1 各締約国が他方の締約国の指定航空企業の航空機による空港その他の施設の使用について課し、又は課することを許す租税その他の課徴金は、類似の国際航空業務に従事する自国の航空機が当該空港その他の施設を使用するため支払うものより高額のものであつてはならない。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機による使用のみを目的として他方の締約国の領域内に持ち込まれ、又はその航空機における使用のため同領域内で機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、関税、検査手数料その他の課徴金に

ついて、他方の締約国が類似の国際航空業務に従事する自国の航空機又は最惠国の航空機について許与する待遇より不利でない待遇を他方の締約国から与えられるものとする。

3 一方の締約国の指定航空企業のすべての航空機並びにこれらの航空機内の燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域内における飛行中にこれらの物品が消費され、又は使用される場合においても、同領域内において、関税、検査手数料その他の課徴金を免除されるものとする。

4 前項に掲げる前記の免除を受ける物品は、他方の締約国の税関当局の許可を受けない限り他方の締約国の領域内で積み卸すことはできない。これらの物品は、再輸出されるべきものであるときは、再輸出されるまでの間、当該指定航空企業による処分を保留して、他方の締約国の税関の管理下に置かれるものとする。

第六条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び

実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又はその締約国の国民に属しているという証拠がないと認められた場合には、その指定航空企業が享有することができる第四条一に定める権利を与えることを拒否し、若しくは取り消し、又はこれらの権利の行使に対し必要と認める条件を課する権能を留保する。

2

各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が前項において言及した権利を許与する締約国の法令を条約第十一条及び第十三条の規定に従つて守らなかつた場合又はこの協定で定める条件を守らなかつた場合には、その航空企業によるこれらの権利の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認める条件を課する権能を留保する。

前記の権能は、両締約国の航空当局の間で協議が行われた後でなければ行使することができない。その協議は、協議の申請が行われた日からおそくとも一箇月以内に開始しなければならぬ。その開始から一箇月以内に解決に到達しなかつた場合には、申請国たる締約国は、留保している権能を行使することができる。

もつとも、前記の法令に対する重大な違反が生ずることを防止する場合には、指定航空企業の業務の運営について直ちに特別の条件を課することができるものとし、また、航空の安全に關する法令に対する重大な違反の場合に

は、直ちにその運営を停止することができるとする。

第七条

両締約国の航空企業は、附表に定める協定業務の運営について公平なかつ均等な機会を有する。

第八条

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに當つては、他方の締約国の指定航空企業が路線の全部又は一部を共用して行ふ業務に不当な影響を及ぼさないように、その他方の締約国の指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

第九条

1 協定業務は、その業務を運営する航空企業を指定した締約国から発し、又はその締約国へ向う国際航空運輸の通常の、かつ、合理的に予測される需要量に適合する輸送力を合理的と認められる利用率で供給することを第一の目的としなければならない。

一方の締約国の指定航空企業は、前段に定める輸送力の全体の範囲内で、協定業務の路線が經由する第三国の領域と他方の締約国の領域との間の運輸需要量に補足的に應ずることができる。

2 協定業務の路線が經由する国の運輸需要量に應ずるため必要があるときは、前項に定める輸送力のほか追加の輸送力を附随的に供給することができる。

第十条

協定業務について適用される運賃は、すべての評價の要素、特に、運営の経費、合理的な利潤、各役務の

特性(たとえば、速力及び設備の程度)及び約定路線において他の航空企業が適用する運賃に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。

これらの運賃は、次の規定に従つて定めるものとする。

1 一方の締約国の指定航空企業が他方の締約国の領域内の一地点と附表に掲げる路線上の他の一地点との間について適用すべき運賃の決定は、できる限り指定航空企業間の合意により行われなければならない。協定業務における共通路線についても、使用する地点のいかんを問わず、同様とする。

これらの運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

2 指定航空企業は、可能なときはいつでも、国際航空運送協会が定める手続に従つて、運賃を定めるものとする。

前記の方法によることが不可能である場合には、適用すべき運賃は、指定航空企業の間で合意しなければならない。

この合意は、一方の締約国の領域を経由せず、かつ、その締約国の指定航空企業が使用していない約定路線の一部について他方の締約国の指定航空企業が適用する運賃の決定については、必要ではない。その運賃は、その一方の締約国の航空当局の認可を受ける必要はないが、その航空当局に通知されなければならない。

3 指定航空企業が運賃に関し合意に達することができなかった場合は又は1の規定に従つて提出された運賃について両締約国の航空当局の認可がなかった場合には、これらの航空当局は、合意に達するよう努めなければならない。

4 前項に定める合意が成立しなかった場合には、その紛争は、この協定の第十二条に定める手続に付さなければならない。

5 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局がそれについて同意しない場合には、適用することができない。ただし、第十二条3の規定が適用される場合は、この限りでない。

この条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに適用されている運賃が適用されるものとする。

第十一条

両締約国の航空当局は、この協定の適用に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議しなければならない。

第十二条

1 この協定の解釈又は適用に関し紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、直接交渉によつてその紛争を解決するよう努めなければならない。

2 その紛争は、両締約国間の交渉によつて解決することができなかったときは、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名

する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。ただし、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国籍をも有してはならない。各締約国は、仲裁を要請する締約国の外交上の公文を受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指名しなければならない。第三の仲裁委員は、その後の六十日の期間内に指名されなければならない。

いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指名しなかつた場合は第三の仲裁委員が前記の期間内に指名されなかつた場合には、いずれか一方の締約国は、国際司法裁判所長に對し、当該仲裁委員を指名するよう要請することができる。

3 両締約国は、前項の規定に基づいて行われた決定を守ることを約束する。

第十三条

いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行うものとする。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国

の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十四条

両締約国が多数国間の航空運送条約の当事国となつたときは、この協定は、その条約の規定に適合するよう改正しなければならない。

第十五条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に對し、この協定を廃棄する意思をいつでも通告することができる。その通告の写は、条約によつて設立された国際民間航空機関に同時に送付しなければならない。この協定は、他方の締約国が廃棄通告を受領した日の後一年で終了するものとする。ただし、その一年の期間の満了前に廃棄通告が両締約国間の合意により取り消された場合は、この限りでない。廃棄通告は、他方の締約国がその受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関がその写を受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなされる。

第十六条

この協定及び第十三条の規定に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第十七条

この協定は、批准されるものとし、批准書は、できる限りすみやかに東京で交換するものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十六年一月十七日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国のために

西村熊雄(署名)

フランスのために

R・マシグリ(署名)

附表

日本国の航空企業が運賃することのできる路線
(次に定める路線上の一又は二以上の地点は、指定航空企業の選択により使用されないことができる。)

- 1 東京—大阪—福岡—沖縄—中国本土内の地点(注①)及び(又は)台湾における地点—香港又はマニラ—サイゴン、ハノイ又はハイフォン—バンコク—ラングーン—コロンボ—インド及びパキスタン内の地点—中東内の地点—近東内の一地点又はカイロ—アテネ、ローマ、ジュネーヴ、チューリッヒ、フランクフルト・アム・マイン(注②)—パリ—ロンドン—ブレスト—ウィック
- 2 日本国内の地点—アリュシヤン諸島内の一地点—アラスカ内の一地点—カナダ内の一地点—グリーンランド内の一地点—アイスランド内の一地点—スカンディナヴィア内の一地点(注③)—パリ

注(1) 地点は、今後の合意により定めるものとする。

注(2) 選択により二地点のみを使用することができる。

注(3) スカンディナヴィアは、デンマーク、ノールウェー及びスウェーデンを含む。

フランスの航空企業が運営することが出来る路線

(次に定める路線上の一又は二以上の地点は、指定航空企業の選択により使用されないことができる。)

1 フランス、アルジェリア及び(又は)テニス内の地点—ドイト、スイス、イタリア、ギリシャ、トルコ内の地点(注(1))—カイロ又は近東内の一地点—中東内の地点—フランス領マリランド—パキスタン及びインド内の地点—コロンボ—ラングーン—バンコック—サイゴン、ハノイ又はハイフォン—香港又はマニラ—中国本土内の地点(注(2))及び(又は)台湾における地点—沖縄—東京

2 フランス領土内の地点—アイスランド内の一地点—グリーンランド内の一地点—カナダ内の一地点—アラスカ内の一地点—アリューシャン諸島の一地点—東京

注(1) 選択により、二地点のみを使用することができる。

注(2) 地点は、今後の合意により定めるものとする。

交換公文

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件外四件

する日本国とフランスとの間の協定に關し、両政府の次の了解を確認する光榮を有します。

アメリカ合衆国が沖縄地域に對して千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の第三條の規定に基き行政上、立法上及び司法上の権能を現在行使していることについてのフランス政府の承認は、その沖縄地域に對する殘存主權について日本国が主張することがある權利を害するものではない。

フランス政府は、日本国が前記の沖縄地域に對する行政上、立法上及び司法上の権能の行使を回復する場合には、その回復の日からフランス政府が指定する航空企業が沖縄における運輸上の權利の行使を終止すること及びこの場合において日本国政府が遲滞なくこれらの權利に關してフランス政府と交渉を開始すること

閣下が、前記の了解をフランス政府に代つて確認されれば幸であります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十六年一月十七日

日本国大使

西村 熊雄(署名)

フランス外務省総務長官、フランス大使

ルネ・マツシグリ閣下

(フランス側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、次のことを本官に通報された

本日付の閣下の書簡を受領したこと

を確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定に關し、両政府の次の了解を確認する光榮を有します。

アメリカ合衆国が沖縄地域に對して千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の第三條の規定に基き行政上、立法上及び司法上の権能を現在行使していることについてのフランス政府の承認は、その沖縄地域に對する殘存主權について日本国が主張することがある權利を害するものではない。

フランス政府は、日本国が前記の沖縄地域に對する行政上、立法上及び司法上の権能の行使を回復する場合には、その回復の日からフランス政府が指定する航空企業が沖縄における運輸上の權利の行使を終止すること及びこの場合において日本国政府が遲滞なくこれらの權利に關してフランス政府と交渉を開始すること

閣下が、前記の了解をフランス政府に代つて確認されれば幸であります。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十六年一月十七日

日本国大使

西村 熊雄(署名)

フランス外務省総務長官、フランス大使

ルネ・マツシグリ閣下

(フランス側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、次のことを本官に通報された

本日付の閣下の書簡を受領したこと

を確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定に關し、両政府の次の了解を確認する光榮を有します。

アメリカ合衆国が沖縄地域に對して千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の第三條の規定に基き行政上、立法上及び司法上の権能を現在行使していることについてのフランス政府の承認は、その沖縄地域に對する殘存主權について日本国が主張することがある權利を害するものではない。

フランス政府は、日本国が前記の沖縄地域に對する行政上、立法上及び司法上の権能の行使を回復する場合には、その回復の日からフランス政府が指定する航空企業が沖縄における運輸上の權利の行使を終止すること及びこの場合において日本国政府が遲滞なくこれらの權利に關してフランス政府と交渉を開始すること

閣下が、前記の了解をフランス政府に代つて確認されれば幸であります。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十六年一月十七日

日本国大使

西村 熊雄(署名)

フランス外務省総務長官、フランス大使

ルネ・マツシグリ閣下

(フランス側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、次のことを本官に通報された

本日付の閣下の書簡を受領したこと

を確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定に關し、両政府の次の了解を確認する光榮を有します。

アメリカ合衆国が沖縄地域に對して千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の第三條の規定に基き行政上、立法上及び司法上の権能を現在行使していることについてのフランス政府の承認は、その沖縄地域に對する殘存主權について日本国が主張することがある權利を害するものではない。

フランス政府は、日本国が前記の沖縄地域に對する行政上、立法上及び司法上の権能の行使を回復する場合には、その回復の日からフランス政府が指定する航空企業が沖縄における運輸上の權利の行使を終止すること及びこの場合において日本国政府が遲滞なくこれらの權利に關してフランス政府と交渉を開始すること

閣下が、前記の了解をフランス政府に代つて確認されれば幸であります。

千九百五十六年一月十七日

R・マツシグリ(署名)

フランス駐在大使

特命全權大使

西村熊雄閣下

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年二月二十一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井 彌八郎

航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

航空業務に関する日本国とインドとの間の協定

日本国政府及びインド政府は、それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開通するために協定を締結することを希望し、よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

この協定に關しては、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約(以下「国際民間航空条約」といふ)の規定でこの協定に基いて開設される航空業務に適用することができるものは、現在の条項又は同条約の關係規定に従つて締結された修正された条項により、この協定の存続期間中、両締約国の間に適用されるものとする。

第二条

(1) この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び同省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機關をいい、インドにあつてはインド民間航空局長官及び同長官が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機關をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第四條の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に對し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、かつ、他方の締約国が適當な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(d) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて

この協定に關しては、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約(以下「国際民間航空条約」といふ)の規定でこの協定に基いて開設される航空業務に適用することができるものは、現在の条項又は同条約の關係規定に従つて締結された修正された条項により、この協定の存続期間中、両締約国の間に適用されるものとする。

第二条

(1) この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び同省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機關をいい、インドにあつてはインド民間航空局長官及び同長官が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機關をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第四條の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に對し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、かつ、他方の締約国が適當な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(d) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて

この協定に關しては、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約(以下「国際民間航空条約」といふ)の規定でこの協定に基いて開設される航空業務に適用することができるものは、現在の条項又は同条約の關係規定に従つて締結された修正された条項により、この協定の存続期間中、両締約国の間に適用されるものとする。

第二条

(1) この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び同省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機關をいい、インドにあつてはインド民間航空局長官及び同長官が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機關をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第四條の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に對し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、かつ、他方の締約国が適當な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(d) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて

この協定に關しては、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約(以下「国際民間航空条約」といふ)の規定でこの協定に基いて開設される航空業務に適用することができるものは、現在の条項又は同条約の關係規定に従つて締結された修正された条項により、この協定の存続期間中、両締約国の間に適用されるものとする。

第二条

(1) この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び同省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機關をいい、インドにあつてはインド民間航空局長官及び同長官が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機關をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第四條の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に對し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営について指定し、かつ、他方の締約国が適當な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(d) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて

行い航空業務をいう。

(e) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(f) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいう。

(g) 「附表」とは、この協定の附表又は第十五条の規定に従つて改正される同附表をいう。

(2) 附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」といふときは、別段の定めがある場合を除くほか、附表を含むものとする。

第三条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表の該当する部に定める路線（以下「特定路線」といふ。）における国際航空業務（以下「協定業務」といふ。）を開闢することができようにするため、この協定で定める権利を許す。

第四条

(1) いずれの特定路線における協定業務も、第三条の規定に基いて権利を許された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許された締約国がその特定路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許する締約国が当該航空企業に対し適当な運営許可を与えること。同締約国は、(2)及び第七条(1)の規定に従ふこと

を条件として、遅滞なくこの許可を与えなければならない。

(2) 一方の締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した各航空企業が、同航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証すること、その航空企業に要求することができ

第五条

(1) 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従ふことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有するものとする。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

(c) 国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積卸及び積込のため、当該特定路線について附表で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

(2) (1)の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、他方の締約国の領域内の別の地点に向う旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第六条

(1) 各締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、自国の航空企業が類似の国際航空業務を行うに当つて当該空港

その他の施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

(2) 一方の締約国の領域内で他方の締約国の指定航空企業の航空機に取り付けられ、又は積載される物品としての燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品で、その航空機により又はその航空機において使用することのみを目的とし、かつ、同領域内の最終着陸点である空港からの出発の際にその航空機に保留されているものに關する関税、検査手数料及びこれらに類似する国が課する租税その他の課徴金については、その他方の締約国の指定航空企業は、その一方の締約国が最惠国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業に許す待遇よりも不利でない待遇を与えらるるものとする。ただし、いずれの締約国も、自国の指定航空企業に対して他方の締約国が関税、検査手数料その他これらに類似する国が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国の指定航空企業に対し、これらの課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

第七条

(1) 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又はその締約国の国民に属していないと認めた場合には、第五条(1)に定める特権をそ

の航空企業に關して与えず、若しくは取り消す権利又はその航空企業によるそれらの特権の行使に對し必要と認める条件を課する権利を留保する。

(2) 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が(1)において言及した特権を許す締約国の法令で国際民間航空条約第十一條及び第十三條に掲げるものを守らなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、その航空企業による前記の特権の行使を停止し、又はその行使に對し必要と認める条件を課する権利を留保する。ただし、重ねて法令の違反が生ずることを防止するため、即時に停止し、又は条件を課するやむを得ない必要がある場合を除くほか、この権利は、他方の締約国と協議した後にはのみ行使しなければならない。

第八条

阿締約国の航空企業は、阿締約国の領域の間の及びその領域をこえての協定業務を開闢し、及び運営する公平なかつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに當つては、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において行い業務に不当な影響を及ぼさないように、その他方の締約国の指定航空企業の利益を考慮しなければならぬ。

第十条

(1) 締約国の指定航空企業が協定業務は、協定業務に對する公衆

の需要量と密接な關係を有しななければならない。

(2) 指定航空企業が行い協定業務は、その航空企業を指定した締約国の領域から発し、又はその領域へ向う旅客、貨物及び郵便物の運送に對する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を供給すること

を第一の目的としなければならない。その航空企業を指定した国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込み、及び積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに關連すべきであるという一般原則に従つて規律されるものとする。

(a) その航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸需要量

(b) 直通航空業務運営の需要量

(c) その航空企業の路線が經由する地域の地方業務を考慮した上でのその地域の運輸需要量

第十一条

(1) いずれの協定業務に對する運賃も、運賃の経費、合理的な利潤、提供する役務の特性（たとえは、速力及び設備の程度）及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての關係要素に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、この条の次の規定に従つて定めるものとする。

(2) 運賃に關する合意は、可能なときはいつでも、關係指定航空企

業が國際航空運送協会の運賃決定機關を通じて行ふものとする。それが不可能なときは、各特定路線に關する運賃は、關係指定航空企業の間で合意しなければならぬ。いずれの場合にも、運賃は、阿締約國の航空當局の認可を受けなければならない。

(3) 關係指定航空企業が運賃に關し(2)の規定に従つて合意することができなかった場合は、いずれか一方の締約國の航空當局が提出された運賃を(2)の規定に従つて認可しなかつた場合には、阿締約國の航空當局は、適當な運賃について合意が成立するように努めなければならない。

(4) (3)の規定に基く合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、第十四条の規定に従つて解決しなければならない。

(5) 新たな運賃の決定は、いずれか一方の締約國の航空當局がそれについて満足しない場合には、効力を生じないものとする。ただし、第十四条(3)の規定に基く場合は、この限りでない。この条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用されるものとする。

第十二条

(1) 各締約國の航空當局は、要請を受けたときは、他方の締約國の航空當局に次のものを提供しなければならない。

(a) 協定業務の運航回数及び設備を検討するための適當な貨客の統計表

(b) 指定航空企業が協定業務において運送する貨客に關して合理的に必要とされる定期的報告書で、その貨客の出発地及び目的地に關する情報を含むもの

(c) 協定業務の運営に關して合理的に必要とされるその他の情報

(2) 各締約國の指定航空企業は、他方の締約國の航空當局に対し、あらかじめできる限り早期に、時間表、運賃表及び協定業務に關して運航される航空機の種類に關する明細書を提供しなければならない。

第十三条

阿締約國の航空當局は、この協定の實施に關するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的に協議しなければならない。

第十四条

(1) この協定の解釈又は適用に關して阿締約國間に紛争が生じた場合には、阿締約國は、まず、阿國の間の交渉によつてその紛争を解決するように努めなければならない。

(2) 阿締約國が交渉によつて紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約國の要請により、各締約國が指名する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができ。

ただし、第三の仲裁委員は、いずれかの締約國の國民であつてはならない。各締約國は、一方の締約國が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約國から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければならない。第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなければならない。一方の締約國が六十日の期間内に自國の仲裁委員を指定しなかつたときは、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、いずれか一方の締約國は、國際司法裁判所長に対し、当該仲裁委員を任命するように要請することができ。

(3) 阿締約國は、(2)の規定に基いて行われた決定を守ることを約束する。

第十五条

いずれの一方の締約國も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約國との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、阿締約國の航空當局の間で行うものとする。阿締約國の航空當局が新たな又は修正された附表について合意したときは、この事項に關する阿締約國の航空當局の通告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十六条

日本國政府及びインド政府が多数國間の航空運送協定の當事國となつたときは、この協定は、その多數國

間の協定の規定に適合するように改正しなければならない。

第十七条

この協定及び第十五条の規定に従つて交換される外交上の公文は、國際民間航空機關に登録しなければならない。

第十八条

(1) この協定は、各締約國によりその國內法上の手續に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

(2) この協定は、一年間効力を存続し、いずれか一方の締約國がこの期間の満了の日の三箇月前までにこの協定を終了させる意思を他方の締約國に通告しないときは、さらに一年間お効力を存続するものとし、その後も同様とする。

第十九条

この協定は、日本語、ヒンディ語及び英語によるものとする。解釈の相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十五年十一月二十六日にニュー・デリーで、本書二通を作成した。

日本國政府のために
吉沢清次郎(署名)

インド政府のために
ジャグジーヴァン・ラーム
(署名)

附表

第一部

日本國の指定航空企業が運營する路線

兩方向に、東京—大阪—福岡—沖繩—台灣における地点—香港又はマニラ—インド—シナ内の地点—タイ内の一地点—ビルマ内の一地点—ダッカ—カルカッタ—デリー及び、希望するときは、以遠の地点

日本國の指定航空企業が前記の路線において行い協定業務は、日本國の領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、その路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に當つて、その指定航空企業の運航により省略することができる。

第二部

インドの指定航空企業が運營する路線

兩方向に、インド内の地点—東パキスタン内の一地点—ビルマ内の一地点—タイ内の一地点—インド—シナ内の地点—マニラ又は香港—沖繩—東京及び、希望するときは、以遠の地点

インドの指定航空企業が前記の路線において行い協定業務は、インドの領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、その路線上の地点は、いずれかの又はすべての飛行に當つて、その指定航空

企業の選抜により省略することができ。

交換公文

書簡をもつて啓上いたします。本
日署名された航空業務に関するイン
ドと日本国との間の協定に、本
大臣は、次のことが、同協定の附表
に定める日本側の路線における「カ
ルカタ／デリー」についてのイン
ド政府の了解である旨を述べる光栄
を有します。

1 日本国の指定航空企業が週に一
回だけ協定業務を運営する場合に
は、その航空企業は、カルカタ
及びデリーの両地点に運輸のため
着陸することができる。

2 日本国の指定航空企業が週に二
回以上協定業務を運営する場合に
は、その航空企業は、相互間の別
段の合意がない限り、各飛行に当
つてその航空企業の選抜によりカ
ルカタ又はデリーのいずれかに
運輸のため着陸することができ
る。

さらに、本大臣は、閣下が、前記
のことが日本国政府の了解でもある
ことを閣下の本国政府に代つて確認
されることを要請する光栄を有しま
す。

本大臣は、以上を申し進めますに
際し、ここに重ねて閣下に向つて敬
意を表します。

千九百五十五年十一月二十六日

インド通信大臣

ジャグジーヴァン・ラーム

(署名)

インド駐在日本
国特命全權大使

吉沢清次郎閣下

書簡をもつて啓上いたします。本
使は、本日付の閣下の次の書簡を受
領したことを確認する光栄を有しま
す。

本日署名された航空業務に関す
るインドと日本国との間の協定に
関し、本大臣は、次のことが、同
協定の附表に定める日本側の路線
における「カルカタ／デリー」に
ついてのインド政府の了解である
旨を述べる光栄を有します。

1 日本国の指定航空企業が週に
一回だけ協定業務を運営する場合
には、その航空企業は、カル
カタ及びデリーの両地点に運
輸のため着陸することができ
る。

2 日本国の指定航空企業が週に
二回以上協定業務を運営する場合
には、その航空企業は、相互
間の別段の合意がない限り、各
飛行に当つてその航空企業の選
抜によりカルカタ又はデリー
のいずれかに運輸のため着陸す
ることができる。

さらに、本大臣は、閣下が、前
記のことが日本国政府の了解でも
あることを閣下の本国政府に代つ
て確認されることを要請する光栄
を有します。

本使は、政府に代つて、前記のこ
とが日本国政府の了解でもあること
を確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めますに際
し、ここに重ねて閣下に向つて敬意
を表します。

千九百五十五年十一月二十六日

インド駐在日本
国特命全權大使

吉沢清次郎(署名)

インド通信大臣

ジャグジーヴァン・

ラーム閣下

書簡をもつて啓上いたします。本
日署名された航空業務に関する日本
国とインドとの間の協定に、本
使は、次のことが日本国政府の了解
である旨を述べる光栄を有します。

日本国が沖繩に対する行政上、
立法上及び司法上の権能を再び行
使する場合には、インドの指定航
空企業は、その行使の開始の日か
ら沖繩における運輸上の権利の行
使を終止する。この場合には、日
本国政府は、遅滞なく前記の権利
に關してインド政府と交渉を開始
する。

さらに、本使は、閣下が、前記の
ことがインド政府の了解でもあるこ
とを閣下の本国政府に代つて確認さ
れることを要請する光栄を有しま
す。

本使は、以上を申し進めますに際
し、ここに重ねて閣下に向つて敬意
を表します。

千九百五十五年十一月二十六日

インド駐在日本
国特命全權大使

吉沢清次郎(署名)

インド通信大臣

ジャグジーヴァン・

ラーム閣下

書簡をもつて啓上いたします。本
大臣は、本日付の閣下の次の書簡を
受領したことを確認する光栄を有し
ます。

本日署名された航空業務に関す
る日本国とインドとの間の協定に
関し、本使は、次のことが日本国
政府の了解である旨を述べる光栄
を有します。

日本国が沖繩に対する行政上、
立法上及び司法上の権能を
再び行使する場合には、インド
の指定航空企業は、その行使の
開始の日から沖繩における運輸
上の権利の行使を終止する。こ
の場合には、日本国政府は、遅
滞なく前記の権利に關してイン
ド政府と交渉を開始する。

さらに、本使は、閣下が、前記
のことがインド政府の了解でもあ
ることを閣下の本国政府に代つて
確認されることを要請する光栄を
有します。

本大臣は、政府に代つて、前記の
ことがインド政府の了解でもあるこ
とを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めますに
際し、ここに重ねて閣下に向つて敬
意を表します。

千九百五十五年十一月二十六日

インド通信大臣

ジャグジーヴァン・ラーム

(署名)

インド駐在日本
国特命全權大使

吉沢清次郎閣下

「審査報告書は都合により第二十
三号末尾に掲載」

航空業務に関する日本国とオー
トラリア連邦との間の協定の締結
について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議
決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十一年二月二十一日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

航空業務に関する日本国とオー
トラリア連邦との間の協定の
締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とオー
トラリア連邦との間の協定の締結に
ついて、日本国憲法第七十三条第三
号ただし書の規定に基づき、国会の承
認を求める。

〔参照〕

航空業務に関する日本国とオー
トラリア連邦との間の協定
日本国政府及びオーストラリア連
邦政府は、

それぞれの領域の間の航空業務を
開設し、かつ、運営するために協定
を締結することを希望するので、
両国が千九百四十四年十二月七日
にシカゴで署名された国際民間航空

条約(以下「国際民間航空条約」といふ)の当事国でもあるので、よつて、それぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

- 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び運輸省が遂行している民間航空に関する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、オーストラリア連邦にあつては民間航空局長官及び同長官が遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。
- (b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める一又は二以上の路線における航空業務の運営について指定し、かつ、他方の締約国が適当な運営許可を与えた一又は二以上の航空企業をいう。
- (c) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。
- (d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。
- (e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいう。

2 この協定の附表は、協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附表を含むものとする。

第二条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表に定める路線(以下「特定路線」といふ)における国際航空業務(以下「協定業務」といふ)を開設し、及び運営することができるようになるため、この協定で定める権利を許す。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基いて権利を許された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許された締約国がその特定路線について航空企業を指定すること。

(b) 権利を許する締約国が当該航空企業に対し適当な運営許可を与えること。同締約国は、次項及び第六条1の規定に従うことを条件として、遅滞なくこの許可を与えなければならぬ。

2 一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の指定航空企業が、同

航空当局により国際航空業務の運営に通常適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを、その指定航空企業に要求することができる。

第四条

各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有するものとする。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

(c) 国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積卸及び積込のため、当該特定路線について附表で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

第五条

1 各締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し、又は課することを許す料金は、国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならぬ。

2 一方の締約国の領域内に他方の締約国の指定航空企業により若しくはその名において持ち込まれ、又は同領域内で他方の締約国の指定航空企業により若しくはその名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機整備品及び航空機貯蔵品で、

協定業務を運営するに當つて当該航空企業の航空機により又はその航空機内で使用することのみを目的とするものに関する関税、検査手数料及びこれらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課税金については、他方の締約国の指定航空企業は、その一方の締約国が最惠国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。ただし、いずれの締約国も、

自国の指定航空企業に対して他方の締約国が関税、検査手数料その他これらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課税金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国の指定航空企業に対し、当該租税その他の課税金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

第六条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又はその締約国の国民に關していないと認めた場合には、第四条に定める特権をその航空企業に關して与えず、若しくは取り消す権利又はその航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が前項において言及した特権を許与する締約国の法令を守らなかつた場合又はこの協定で

定める条件に従つて運営しなかつた場合には、その航空企業による前記の特権の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認める条件を課する権利を留保する。ただし、重ねて法令の違反が生ずることを防止するため、即時に停止し、又は条件を課するやむをえない必要がある場合を除くほか、この権利は、他方の締約国と協議した後により行使しなければならぬ。

第七条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

第八条

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに當つては、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において行ふ業務に不当な影響を及ぼさないように、その他方の締約国の指定航空企業の利益を考慮しなければならぬ。

第九条

1 両締約国の指定航空企業が行う協定業務は、協定業務に対する公衆の需要量と密接な関係を有しなければならぬ。

2 各指定航空企業が行う協定業務は、その航空企業を指定した締約国の領域から発し、又はその領域へ向う旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を供給することを第一の目的としなければならぬ。

い。その航空企業を指定した国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込み、及び積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに關連すべきであるという原則に従つて行われなければならない。

(a) その航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸需要量

(b) 直通航空路運送の需要量

(c) その航空企業が經由する地域の地方的業務を考慮した上でのその地域の運輸需要量

第十条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運賃の経費、合理的な利潤を提供する役務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）及び特定路線のいづれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、この条の規定に従つて定めるものとする。

2 運賃に關する合意は、可能なきはいつても、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行ふものとする。それが不可能なときは、各特定路線に關する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。いづれの場合にも、運賃は、兩締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

3 関係指定航空企業が運賃に關し前項の規定に従つて合意することができなかつた場合又はいづれかの

一方の締約国の航空当局が提出された運賃を同項の規定に従つて認可しなかつた場合には、兩締約国の航空当局は、適當な運賃について合意が成立するように努めなければならない。

4 前項の規定に基く合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、第十三条の規定に従つて解決しなければならない。

5 新たな運賃の決定又は運賃の改正は、いづれかの一方の締約国の航空当局がこれを認可しないときは、効力を生じないものとする。ただし、第十三条3の規定に基く場合は、この限りでない。この条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用されるものとする。

第十一条

1 各締約国の航空当局は、要請を受けたときは、他方の締約国の航空当局に次のものを提供しなければならない。

(a) 協定業務の運航回数及び設備を検討するための適當な貨客の統計表

(b) 一方の締約国の指定航空企業が協定業務において他方の締約国の領域へ又はその領域から運送する貨客に關して合理的に必要とされる定期的報告書で、その貨客の出発地及び目的地に關する情報を含むもの

(c) 協定業務の運賃に關して合理的に必要とされるその他の情報

2 各締約国の指定航空企業は、他方の締約国の航空当局に対し、あ

らかじめできる限り早期に、時間表、運賃表及び協定業務において運航される航空機の種類に關する明細書を提供しなければならない。

第十二条

兩締約国の航空当局は、この協定の実施に關するすべての事項について緊密な協力を確保するため、いづれかの一方の締約国の航空当局の要請があつたときは、協議を行ふものとする。

第十三条

1. この協定の解釈又は適用に關して兩締約国間に紛争が生じた場合には、兩締約国は、まず、兩國の間の交渉によつてその紛争を解決するよう努めなければならない。

2 兩締約国が交渉によつて紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いづれかの一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員と、こ

うして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができ

る。ただし、第三の仲裁委員は、いづれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一

方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定しなければ

ならず、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されなければならない。一方

の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、いづれかの一方の締約国は、国際司法裁判所長に対し、当該仲裁委員を任命するよう要請することができ

る。兩締約国は、前項の規定に基いて行われた決定を守つて約束する。

第十四条

いづれかの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、兩締約国の航空当局の間で行ふものとする。兩締約国の航空当局が新たな又は修正された附表について合意したときは、この事項に關する兩締約国の航空当局の報告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

一般的に多数國間の航空運送条約が兩締約国に關し効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するよう改正しなければならない。

第十六条

いづれかの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を廢棄する意思をいつでも通告することができ

る。その通告の写は、國際民間航空条約の規定により組織された國際民間航空機關に対し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が廢棄通告を受領した日の後一年で終了するものとする。ただし、その通告が前記の一年の期間の満了前に締約国間の合意により取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、國際民間航空機關がその通告の写を受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十七条

この協定及び第十四条の規定に従つて交換される外交上の公文は、國際民間航空機關に登録しなければならない。

第十八条

この協定は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

以上の証據として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十六年一月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

重光葵(署名)

オーストラリア連邦のために
A. B. ジャミソン(署名)

附表

日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

- 1 日本国における地点—香港—マニラ—インドネシアにおける一地点—ダーウィン—シドニー
- 2 日本国における地点—グアム—シドニー

日本国の指定航空企業が前記の路線において行い協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、その路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に當つて、その指定航空企業の選択により省略することができる。

オーストラリアの指定航空企業が両方向に運営する路線

- 1 オーストラリアにおける地点—ピアク又はインドネシアにおける一地点—英領北ボルネオにおける一地点—マニラ—香港—東京
- 2 オーストラリアにおける地点—グアム—東京

オーストラリアの指定航空企業が前記の路線において行い協定業務は、オーストラリアの領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、その路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に當つて、その指定航空企業の選択により省略することができる。

交換公文

(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された航空業務に關するオーストラリア連邦と日本国との間の協定に關し、日本国の当局が、日本国内に向つて国際飛行(同協定において「協定業務」と定められており、同協定に基づく待遇を受けるものを除く)を行つたオーストラリアの民間航空機に對し、日本国内に到着の際にその航空機上に積載されてお

るオーストラリア連邦と日本国との間の協定に關し、日本国の当局が、日本国内に向つて国際飛行(同協定において「協定業務」と定められており、同協定に基づく待遇を受けるものを除く)を行つたオーストラリアの民間航空機に對し、日本国内に到着の際にその航空機上に積載されてお

り、又は日本国内でその航空機に積み込まれる燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品で当該飛行中に使用されることのみを目的とするものについては、これらの用品が日本国の領域の上空を飛行中にその航空機上で又はその航空機により消費される場合でも、日本国の税関当局の承認がない限りこれらの用品を積み卸さないことを条件として、日本国の領域内で課されるすべての国税、地方税その他の課税金、関税及び検査手数料を含む)の免除及び払い戻しを認め、また、オーストラリアの当局が、オーストラリア領域内に向つて前記の国際飛行を行つたオーストラリアの民間航空機に對し、同一の待遇を与えるということがオーストラリア連邦政府の了解であることを申し述べる光榮を有します。

本使は、さらに、閣下が前記のことを貴国政府に代つて確認されるよう要請する光榮を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。
千九百五十六年一月十九日
オーストラリア連
邦臨時代理大使
A・B・ジャミソン(署名)

日本国外務大臣

重光葵閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付の貴下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された航空業務に關するオーストラリア連邦と日本国との間の協定に關し、日本国の当局が、日本国内に向つて国際飛行(同協定において「協定業務」と定められており、同協定に基づく待遇を受けるものを除く)を行つたオーストラリアの民間航空機に對し、日本国内に到着の際にその航空機上に積載されてお

あることを申し述べる光榮を有します。
本使は、さらに、閣下が前記のことを貴国政府に代つて確認されるよう要請する光榮を有します。

本大臣は、前記のことが日本国政府の了解でもあることを政府に代つて確認する光榮を有します。
本大臣は、ここに重ねて貴下に向つて敬意を表します。
千九百五十六年一月十九日
日本国外務大臣
重光 葵(署名)

オーストラリア連
邦臨時代理大使
A・B・ジャミソン(署名)

「審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載」
国際民間航空条約の改正に關する議定書(第四十五條に關するもの)の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和三十一年二月二十一日
参議院議長 益谷 秀次
衆議院議長 河井 彌八郎

国際民間航空条約の改正に關する議定書(第四十五條に關するもの)の批准について承認を求めるの件

「参照」
国際民間航空条約の改正に關する議定書(第四十五條に關するもの)
国際民間航空条約の改正に關する議定書

千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが望ましいと考へて、千九百五十四年六月十四日に、同条約第九十四條(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、

「第四十五條後段を次のように改める。
その所在地は、理事会の決定により一時的に他の場所に、また、總會の決定により一時的でなく他の場所に移すことができる。その總會の決定は、總會が定める票數により行われるものとし、總會が定める票數は、締約国の總數の五分の三未満であつてはならない。」を承認し、

同条約第九十四條(a)の規定に従い、前記の改正案が四十二の締約国により批准されない間は効力を生じないことを定め、
国際民間航空機事務局長が前記の改正案及び以下に述べる事項を含む

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

書は、国際民間航空機関の記録に寄託しておくものとし、同機関事務局長は、その認証書を、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国及び署名国に送付するものとする。

総会議長

ウォルター・ピナギ

総会事務局長

カール・リュングバーク

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等)に関するもの(の)の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年二月二十一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井 彌八郎

国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等)に関するもの(の)の批准について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する議定書の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕
国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等)に関するもの(の)の批准について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する議定書

国際民間航空機関の総会は、千九百五十四年六月一日にモントリオールでその第八回会期として会合し、

千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが望ましいと考へて、千九百五十四年六月十四日に、同条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、

「第四十八条(a)中「毎年一回」を「少くとも三年に一回」に改める。

第四十九条(e)中「年次予算」(annual budget)を「年次予算」(annual budget)に改める。

第六十一条中「年次予算」(annual budget)を「年次予算」(annual budget)に改める。

第六十一条中「年次予算」(annual budget)を「年次予算」(annual budget)に改める。

第六十一条中「年次予算」(annual budget)を「年次予算」(annual budget)に改める。

第六十一条中「年次予算」(annual budget)を「年次予算」(annual budget)に改める。

第六十一条中「年次予算」(annual budget)を「年次予算」(annual budget)に改める。

第六十一条中「年次予算」(annual budget)を「年次予算」(annual budget)に改める。

第六十一条中「年次予算」(annual budget)を「年次予算」(annual budget)に改める。

第六十一条中「年次予算」(annual budget)を「年次予算」(annual budget)に改める。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

この議定書は、総会の議長及び事務局長により署名されるものとし、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとす。

国際民間航空条約のすべての締約国及び署名国に送付するものとする。

総会議長

ウォルター・ピナギ

総会事務局長

カール・リュングバーク

〔山川良一君登壇、拍手〕

○山川良一君 たいま議題となりました航空業務協定三件並びに国際民間航空条約の改正に関する議定書二件、計五件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告いたします。

まず、政府の説明に基き、各件の趣旨を簡単に申し上げますと、日本とインド、フランス、オーストラリア各国との三航空協定は、さきに国会が承認いたしました日米、日英、日加等の航空協定と同一の目的と意義を有するものでありまして、その内容もそれらと大差なく、すなわち日本と相手国との間に、航空業務運営開始の手續及び条件を双務的基礎のもとに定めるとともに、附表において、両国の指定航空企業間の運送する路線を定めたものであります。なお、わが国とこれら三國との航空業務関係の現状は、サンフランシスコ平和条約第十三条及び日印平和条約第二条により、これらの条約発効後四年間、すなわち本年四月二十七日まで、これら三國の航空企業がわが国に一方的に乗り入れの権利を有するの

昭和三十一年三月七日 参議院會議第十八号 道路整備特別措置法案外一件

であります。本件協定が締結されれば、わが国の航空企業も、従来の片務的状態を脱して、相手国に乗り入れができるようになるのであります。

次に、国際民間航空条約の改正に関する議定書二件は、いずれも一九五四年に、国際民間航空機関、すなわちICAO、アیکاオの、第八回総会で採択されたものであります。その目的とするところは、一は、アیکاオの所在地を、総会の決定によつて、一時的でなく他の場所に移すことができるようにすること。他の件は、アیکاオ総会の開催回数を、現在の毎年一回から少くとも三年に一回に改正するものであります。

委員会の質疑におきましては、航空協定に掲げられていた路線の内容、日本航空の拡張計画等につき質問がございましたが、詳細は速記録で御了承を願います。

委員会は、三月六日に採決を行いましたところ、五件とも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより五件の採決をいたします。

五件全部を問題に供します。委員長報告の通り五件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて五件は、全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第八、道路整備特別措置法案

日程第九、日本道路公団法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長赤木正雄君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

道路整備特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

道路整備特別措置法案
(この法律の目的)

第一条 この法律は、その通行又は利用について料金を徴収することのできる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もつて道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 この法律において「料金」とは、日本道路公団(以下「公団」という。)又は道路管理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいう。

(公団の行方有料の道路の新設又は改築)

第三条 公団は、一級国道、二級国道、都道府県道又は法第七条第三項に規定する指定市(以下単に「指定市」という。)の市道が次の各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が都道府県道又は指定市の市道である場合においては、当該道路の新設又は改築が国の利害に特に関係があると認められるものであるときに限り、法第十二

条、第十三条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は法第十六

条第二項ただし書若しくは第十九条第二項の規定に基き成立した協議(法第十六条第四項又は第十九条第九項とみなされる協議を含む。)にかかわらず、建設大臣の許可を受け、当該道路の新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一 当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものであること。

二 通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと。

2 公団は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定年月日

五 収支予算の明細

六 料金の徴収期間

七 料金の徴収期間

8 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第四号又は第五号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 建設大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

(公団の行方有料の道路の維持、修繕等)

第四条 公団は、前条第一項の許可(前条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けて新設し、又は改築した道路については、法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議(法第十六条第四項又は第十九条第九項とみなされる協議を含む。)又は道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び法第十四条第一項に規定する災害復旧(以下単に「災害復旧」という。)を行ふものとする。

(公団の行方有料の道路の維持、修繕等の特例)

第五条 公団は、第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、

ときは、建設大臣に届け出ること

をもつて足りる。

建設大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

(公団の行方有料の道路の維持、修繕等)

第四条 公団は、前条第一項の許可(前条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けて新設し、又は改築した道路については、法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議(法第十六条第四項又は第十九条第九項とみなされる協議を含む。)又は道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び法第十四条第一項に規定する災害復旧(以下単に「災害復旧」という。)を行ふものとする。

(公団の行方有料の道路の維持、修繕等の特例)

第五条 公団は、第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、

ときは、建設大臣に届け出ること

をもつて足りる。

建設大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行うことが著しく困難又は不適当であると認められるときに限り、建設大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行つて、料金を徴収することができる。

2 公団は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 路線名並びに維持及び修繕を行う区間

二 維持及び修繕に関する工事の方法

三 維持及び修繕に関する工事に必要な費用の見積

四 料金

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 第三条第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

(道路管理者との協議等)

第六条 公団は、第三条第一項の許可又は前条第一項の許可(前条第四項の許可を含む。以下同じ)を受けようとする場合において、申請に係る道路が一級国道又は二級国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は指定市の市道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体(都道府県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する都道府県又は市の)の議会の議決を経なければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第七条 公団は、第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、又は改築する場合、第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代つてその権限のうち次の各号に掲げるものを行うものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 法第二十条第一項の規定により道路に関する工事及び道路の維持について協議すること。

三 法第二十一条第一項の規定により道路に関する工事を施行さ

せ、及び道路の維持をさせること。

四 法第二十二條第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。

五 法第二十三條第一項の規定により他の工事を施行すること。

六 法第二十四條本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行つて承認し、及び法第八十七條第一項の規定により当該承認に必要な条件を附すること。

七 法第三十一条第一項の規定により協議すること。

八 法第三十八條第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

九 法第四十条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な指示をすること。

十 法第四十五條第一項並びに第四十八條第一項及び第二項の規定により道路標識を設けること。

十一 法第四十六條の規定により道路の通行を禁止し、又は制限し、及び法第四十八條第三項の規定により通知すること。

十二 法第四十七條第二項の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十三 法第七十一条第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により職

開を行い、及び同条第一項又は

第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により処分をし、又は措置を命ずること。ただし、法第三十二條第一項及び第三項、第三十七條第一項、第四十四條第四項並びに第四十七條第三項の規定に係るものを除く。

十四 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

2 公団は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代つてその権限のうち前項第一号、第二号、第七号又は第十四号に掲げるものを行おうとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の意見をきき、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により公団が道路管理者に代つて行う権限は、公団が第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十条第一項の規定により公告する工事開始の日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとし、公団が第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収開始の日から行つことができるものとする。

(道路管理者の行う有料の道路の新設又は改築)

第八条 道路管理者(都道府県及び市町村である場合に限る。以下この条、次条第一項、第十四条第二項、第十五条、第十六条第三項及び第二十三条において同じ)は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、当該道路が第三条第一項各号に規定する条件に該当する場合に限り、建設大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、第三条第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三條第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 建設大臣は、市町村(指定市を除く)である道路管理者に対し第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道路の路線名及び工事の区間又は工事方法の変更を許可したときも、同様とする。

(工事の廃止)

第九條 公団は、第三條第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出してその許可を受けなければならない。道路管理者が、前条第一項の許可(前条第四項の許可を含む。以下同じ)を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときも、同様とする。

- 一 廃止しようとする路線名及び工事の区間
- 二 廃止の予定年月日
- 三 廃止の理由
- 2 建設大臣は、前項前段の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

(公団の行う有料の道路に関する工事の公告)

第十條 公団は、第三條第一項の許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事を行うとするときは、あらかじめ、当該道路の路線名及び工事の区間、工事の種類並びに工事開始の日を官報で公告しなければならない。

2 公団は、前項に規定する工事の全部又は一部を完了し、又は工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

(料金の額の基準)

第十一條 料金の額は、第三條第一項、第五條第一項又は第八條第一項の許可に係る道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度をこえないものでなければならない。

(料金徴収の対象)

第十二條 料金は、第三條第一項、第五條第一項又は第八條第一項の許可に係る道路を通行し、又は利用する道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)第二条第四項に規定する諸車及び同条第七項に規定する無軌条電車から徴収する。ただし、同法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

- 2 トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設については、前項

本文の規定にかかわらず、当該トンネル若しくは橋又は施設を通行し、又は利用する人からも料金を徴収することができる。

(運輸大臣の意見の聴取)

第十三條 建設大臣は、第三條第一項又は第八條第一項の許可をしようとするときは、第三條第二項第六号の料金の部分について、あらかじめ、運輸大臣の意見をきかなければならない。

2 前項の規定は、建設大臣が第五條第一項の許可をしようとする場合に準用する。この場合において、前項中「第三條第二項第六号」とあるのは、「第五條第二項第四号」と読み替へるものとする。

(料金の額及び徴収期間の公告又は公示)

第十四條 公団は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間(第五條第一項の許可を受けて料金を徴収しようとするときは、徴収開始の日。以下この項において同じ)を官報で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

2 道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を道路管理者である都道府県又は市町村の長の定める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

(有料の道路の工事の検査)

第十五條 公団又は道路管理者は、第三條第一項又は第八條第一項の許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事の途中において、建設省令で定めるところにより、公団又は都道府県若しくは指定市である道路管理者にあつては建設大臣、市町村(指定市を除く)である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない。工事が完了したときも、同様とする。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該道路の構造が第三條第一項又は第八條第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるときは、それぞれ公団又は当該道路の道路管理者に対し、当該道路の構造が当該許可を受けた工事方法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(有料の道路の供用の開始)

第十六條 公団は、前条第一項後段の規定による検査に合格したときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた道路管理者は、遅滞なく、当該道路の供用を開始しなければならない。

3 第八條第一項の許可を受けた道路管理者は、前条第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。

規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は第五條第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路(以下「公団の管理する道路」という。)について、次の各号に掲げる権限を行うとするときは、あらかじめ、公団の意見をきかなければならない。

- 一 法第二十条第一項の規定により道路の管理の方法(工事の施行及び維持を除く)について協議すること。
- 二 法第三十二条第一項又は第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可をすること。
- 三 法第三十四条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)及び第八十七条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により条件を附すること。
- 四 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。
- 五 法第三十七条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。
- 六 法第四十四条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路に接続する区域を沿道区域として指定し、又は同条第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により

必要な措置を講ずべきことを命ずること。

七 法第四十七條第三項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

八 法第七十一條第一項又は第二項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條第一項、第四十四條第四項又は第四十七條第三項の規定に係る許可等について処分をし、又は措置を命ずること。

2 道路管理者は、公団の管理する道路について、前項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を公団に通知しなければならない。

（道路管理者に対する処分等の請求）

第十八条 公団は、公団の管理する道路の管理に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対して、必要な処分等を行うことを求めることができる。

（公団の行ふ有料の道路の管理に關する費用）

第十九条 公団の管理する道路の管理に關する費用は、この法律及び日本道路公団法（昭和三十一年法律第 号）に特別の規定がある場合を除くほか、公団の負担とする。

（兼用工作物の費用）

第二十条 前条の規定により公団の負担すべき道路の管理に關する費用で、当該道路が他の工作物（法第二十条第一項に規定する他の工

作物をいう。以下この条において同じ。）と効用を兼ねるものに関するものについては、公団は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の場合において、他の工作物が河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四條第二項に規定する河川の附属物であるときは、同法第三十條の規定を適用する。

3 第一項の規定による協議が成立しない場合においては、公団又は当該他の工作物の管理者は、建設大臣及び当該他の工作物に關する主務大臣に裁定を申請することができる。

4 建設大臣及び当該他の工作物に關する主務大臣は、前項の規定による申請に基いて裁定をしようとする場合においては、公団及び当該他の工作物の管理者の意見をきかなければならない。

5 前項の規定により建設大臣及び当該他の工作物に關する主務大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、公団と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

（道路に關する費用についての道路法の規定の準用）

第二十一条 法第五十七條から第六十條まで、第六十一條第一項及び第二項、第六十二條並びに第六十三條の規定は、公団の管理する道路について準用する。この場合において、法第五十七條中「道路管理者以外の者」とあるのは、道路管理者及び日本道路公団以外の者

と、同条中「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第七條第一項第六号の規定により第二十四條本文の規定による道路管理者の権限を代つて行ふ日本道路公団の承認を受けた者」と、法第五十八條第一項、第五十九條第三項又は第六十一條第一項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、法第六十條本文中「第二十一條第一項の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第七條第一項第三号の規定により第二十一條第一項の規定による道路管理者の権限を代つて行ふ日本道路公団」と、法第六十一條第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」と、法第六十二條後段中「第三十八條第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第七條第一項第八号の規定により第三十八條第一項の規定による道路管理者の権限を代つて行ふ日本道路公団」と読み替へるものとする。

（国の行ふ事業等に対する負担金の徴収）

第二十二条 法第三十五條に規定する事業に対する前条において準用する法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條第一項及び第二項並びに第六十二條後段の規定による負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

（収入の帰属）

第二十三条 第三條第一項及び第五條第一項の規定に基く料金並びに第二十一條において準用する法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條第一項及び第六十二條後段の規定に基く負担金は、公団の収入とし、第八條第一項の規定に基く料金は、道路管理者の収入とする。

（義務履行のために要する費用）

第二十四条 この法律又はこの法律に基く命令によつて公団がする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

（負担金等の強制徴収）

第二十五条 法第七十三條の規定は、第三條第一項及び第五條第一項の規定に基く料金並びに第二十一條において準用する法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條第一項及び第六十二條後段の規定に基く負担金について準用する。この場合において、法第七十三條第一項中「道路管理者（一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県。以下本条中同じ。）」とあるのは「日本道路公団」と、同条第二項又は第三項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、同条第二項中「条例」とあるのは「政令」と読み替へるものとする。

（法令違反等に関する監督）

第二十六条 建設大臣は、次の各号の一に該当する場合においては、公団の管理する道路に關し、公団

に対して、その処分の取消、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のために必要な措置をすることを命ずることができる。

一 公団のした処分又は工事が法及びこの法律若しくはこれらに基く命令又はこれらに基いて建設大臣がした処分に違反すると認められる場合

二 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があると認められる場合

2 前項の規定による建設大臣の処分により公団が自己の処分を取り消し、又は変更したことににより、損失を受けた者がある場合においては、公団は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 法第六十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項又は第三項中「道路管理者」とあるのは、「日本道路公団」と読み替へるものとする。

（道路の管理に關する勧告等）

第二十七条 建設大臣は、公団に対して、公団の管理する道路の管理に關し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

（公団が取得する有料の道路の敷地等の帰属）

第二十八条 公団が道路の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件は、公団に帰属する。

2 普通財産である国有財産は、公団が一級国道、二級国道、都道府

昭和三十一年三月七日 参議院會議録第十八号 道路整備特別措置法案外一件

県道又は指定市の市道の用に供する場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条の規定にかかわらず、公団に無償で貸し付けることができる。

(新設)

第二十九条 公団がした次の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、処分の日から三十日以内に建設大臣に訴願することができる。

一 第七条第一項第三号又は第四号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による命令

二 第七条第一項第五号又は第八号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十三条第一項又は第三十八条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定による工事を自ら施行すること。

三 第七条第一項第六号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十四条本文の規定による承認を与えないこと。

四 第七条第一項第九号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第四十条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定に基づく指示

五 第七条第一項第十一号又は第十二号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第四十六条又は第四十七条第二項の規定に基づく通行の禁止又は制限その他の処分

六 第七条第一項第十三号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第七十一条第一項又は第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定に基づく処分

七 第七条第一項第十四号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第九十一条第一項の規定による許可を与えないこと。

八 第二十一条において準用する法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段の規定により公団が課した負担金の額の決定

九 第二十五条において準用する法第七十三条第一項から第三項までの規定により公団がした処分

十 法第七十二条第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により公団が補償金の負担を命じたこと又はその負担額の決定

2 法第九十六条第六項の規定は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある者について準用する。(道路法の適用)

第三十条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理については、この法律に定めるものを除くほか、法(第五十条から第五十三条までを除く)の規定の適用があるものとする。この場合において、公団の管理する道路を公団が管理し、又は管理しようとするときにおいては、法第二十六条第二項、第四十二条第一項、第六十

六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十条第一項、第三項若しくは第四項、第七十一条第四項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、法第二十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び日本道路公団以外の者」と、法第七十一条第四項中「その吏員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条若しくは第四十七条の規定又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは「その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第四十条、第四十三条、第四十六条若しくは第四十七条第二項の規定又は道路整備特別措置法第七十一条第六号、第九号、第十一号若しくは第十二号の規定により日本道路公団が代つてするこれらの規定に基づく処分」と、法第七十二条第一項中「第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七十一条第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」とする。

2 法第十條、第七十四條及び第八十五條の規定は、公団の管理する道路については適用しない。

3 この法律の規定により道路管理者に代つてその権限を行う公団は、法第八章(第六六條を除く)の規定の適用については、道路管理者とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の廃止)

第二条 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)以下「旧法」というのは、廃止する。

(経過規定)

第三条 この法律(以下「新法」という)の施行の際現に旧法第三條第一項の規定により建設大臣が新設し、又は改築している道路については、公団が当該道路の新設又は改築を行うものとする。この場合において、旧法第三條第一項の規定に基づき建設大臣が決定した当該道路の路線名及び工事の区間、工事方法及び工事予算は、公団が新法第三條第一項の許可を受けた事項とみなして同法の規定を適用する。

2 公団は、公団の成立の日から一年以内に、前項の規定により公団が新設し、又は改築する道路に係る工事の完成の予定年月日、収支予算の明細、料金及びその徴収期間について建設大臣の許可を受けなければならない。この場合において、建設大臣のした許可は、新法第三條第一項の許可とみなして同法の規定を適用する。

第四条 新法の施行の際現に旧法第三條第一項の規定により建設大臣が新設し、又は改築して料金を徴収している道路については、公団が当該道路の維持、修繕その他の管理を行うものとする。この場合において、建設大臣が旧法第三條第一項の規定に基づき決定し、かつ、同法第五項の規定により告示した料金の額及び徴収期間は、それぞれ公団が新法第三條第一項の許可を受け、かつ、同法第十四條第一項の規定により公告した料金の額及び徴収期間とみなして同法の規定を適用する。

第五条 新法の施行の際現に旧法第六條第一項の規定により道路管理者が新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路については、旧法第六條、第八條から第十條まで及び第十三條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用については、同法第八條第三項若しくは第四項又は第九條中「建設大臣」とあるのは、「日本道路公団」とする。

2 公団は、前項に規定する道路の道路管理者と協議して、新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築、料金を徴収している道路にあつては当該道路の維持、修繕その他の管理を自ら行うことができる。

3 前項の規定による協議が成立して公団が行う当該道路の新設又は改築は、新法第三條第一項の許可を受けて公団が行う新設又は改築とみなし、前項の規定による協議が成立して公団が行う当該道路の維持、修繕その他の管理は、同法第四條の規定によつて公団が行う

維持、修繕その他の管理とみなし、当該道路の道路管理者が旧法第六條第八項の規定により告示した料金の額及び徴収期間は、公団が新法第十四條第一項の規定により公告した料金の額及び徴収期間とみなして同法の規定を適用する。

4 第二項の規定により道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体（都道府県知事である道路管理者にあつては、その統轄する都道府県）の議会の議決を経なければならない。

5 第二項の規定により協議が成立した場合においては、公団は、当該協議について建設省令で定める手続に従い、建設大臣に報告しなければならない。

第六條 旧法又は旧法に基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、附則第三條から前条までに規定するものを除くほか、新法中これに相当する規定がある場合には、それぞれ新法の規定によつてしたものとみなす。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

日本道路公団法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年三月一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

（小字及び一は衆議院修正）

日本道路公団法案

目次

第一章 総則（第一條―第七條）

第二章 役員及び職員（第八條―第十八條）

第三章 業務（第十九條―第二十二條）

第四章 財務及び会計（第二十一條―第三十三條）

第五章 監督（第三十四條―第三十五條）

第六章 補則（第三十六條―第三十九條）

第七章 罰則（第四十條―第四十二條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一條 日本道路公団は、その通行又は利用について料金を徴収することができ道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等によつて、道路の整備を促進し、円滑な交通に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二條 日本道路公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三條 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受け、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四條 公団の資本金は、附則第九條第二項の規定により政府から出

資があつたものとされた金額とする。

（登記）

第五條 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（名称使用の制限）

第六條 公団でない者は、日本道路公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七條 民法（明治二十九年法律第八十九號）第四十四條（法人の不行爲能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第八條 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九條 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及

び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）

第十條 総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十一條 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

（役員の欠格事項）

第十二條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十三條 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適用しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

き。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五條 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第十六條 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七條 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員)の公務員たる性質)
第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
(業務の範囲)
第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 その通行又は利用について料金を徴収することができる道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。)の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うこと。
二 前号の道路に係る災害復旧工事を行うこと。
三 その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場、の建設及び管理を行うこと。
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
五 前四号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託により、道路の新設及び改築並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

(業務方法書)
第二十条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)
第二十一条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)
第二十二条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十三条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

に完結しなければならない。
(財務諸表)
第二十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に、建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないなければならない。
3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十五条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び道路債券)
第二十六条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は道路債券を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えした短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4 第一項の規定による道路債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6 公団は、建設大臣の認可を受けて、道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一

条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、道路債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付等)
第二十七条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は道路債券の引受をすることができ。

(債務保証)
第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、道路債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができ。

(償還計画)
第二十九条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び道路債券の償還計画をたて、建設大臣の認可を受けなければならない。
(補助金)
第三十条 政府は、予算の範囲内において、公団に対し、第十九条第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)
第三十一条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十二条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。
(建設省令への委任)
第三十三条 この法律及びこれに基く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章 監督
(監督)
第三十四条 公団は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)
第三十五条 建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(解散)

第三十六條 公団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第三十七條 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下この条において「公務員」といふ)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員とみなされる者」といふ)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)以下「法律第七十七号」といふ)附則第十條の規定の適用については、法律第七十七号附則第十條第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は日本道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條の規定を準用するときは、前項の規定により読み替へられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き

公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に算入する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用する)ときを含む。及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短期間年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十八條 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用する)を含む。及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第三十九條 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十二條、第二十六條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第二十九條の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十四條第一項及び第三十二條の規定による承認をしようとするとき。
三 第二十二條第二項及び第三十三條の規定により建設省令を定めようとするとき。

第七章 罰則
第四十條 第三十五條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。
一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第三十一條の規定に違反して業務上の余給金を運用したとき。

五 第三十四條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第四十二條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十條及び附則第十一條の規定は、公団の成立の時から施行する。

(公団の設立)
第二条 建設大臣は、第十條第一項の例により、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により、指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の設立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二條第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 公団は、設立の登記をするによつて成立する。
第七条 公団の最初の事業年度は、第二十一條の規定にかかわらず、

その設立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第八条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(権利及び義務の承継等)
第九条 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)第三

条第一項の規定により建設大臣が自ら新設し、又は改築して料金を徴収することができる道路の整備事業及び同法第七條の規定による地方公共団体に対する資金の貸付に關し、公団の成立の際現に国が有する権利及び義務(特定道路整備事業特別会計の資金運用部からの負債を含む、昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に關する法律(昭和二十八年法律第二百二十八号)第二項の規定により特定道路整備事業特別会計から一般会計に繰りもどさなければならない繰入金に係る義務を除く)は、その時に公団が承継する。

2 前項の規定により公団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際における特定道路整備事業特別会計の資産の価額から負債の金額(前項に規定する繰入金に相当する金額を除く)を差し引いた額は、政府から公団に對し出資されたものとする。

昭和三十一年三月七日 参議院會議録第十八号 道路整備特別措置法案外一件

(特定道路整備事業特別会計法の廃止)

第十条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 特定道路整備事業特別会計法(昭和二十七年法律第七十号)

二 昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律

(特定道路整備事業特別会計の決算に関する経過措置)

第十一条 特定道路整備事業特別会計の昭和三十一年度及び昭和三十一年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(道路整備費の財源等に関する臨時措置法の特例)

第十二条 政府は、道路整備費の財源等に関する臨時措置法(昭和二十八年法律第七十三号。以下この条において「臨時措置法」という。)

第三十条第二項の規定にかかわらず、昭和三十一年度以降三年間

は、毎年度、当該年度の揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)

による揮発油税の収入額の予算額に相当する金額の一部を、臨時措

置法第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に係る道路に関する

工事で公団が実施するものに要する経費の一部として、公団に対し補助することができる。

(登録法の改正)

第十三条 登録法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ六の次に次の一号を加える。

一ノ七 日本道路公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙法の改正)

第十四条 印紙法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ五 日本道路公団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十五条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 日本道路公団

(法人税法の改正)

第十六条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本住宅公団」の下に「日本道路公団」を加える。

(地方税法の改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「日本道路公団」を加える。

(行政管理局設置法の改正)

第十八条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び農地開発機械公団」を、農地開発機械公団及び日本道路公団に改める。

(建設省設置法の改正)

第十九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十三号の二及び第十三号の三を次のように改める。

十三の二 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第 号)

の施行に関する事務を管理すること。

十三の三 日本道路公団の業務の監督その他日本道路公団法(昭和三十一年法律第 号)

の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二及び第二十六号の三中「日本住宅公団」の下に「日本道路公団」を加える。

第二章第五号の三の次に次の一条を加える。

(日本道路公団監理官)

第五条の四 第三十三号の三に規定する事務を行わせるため、建設省に日本道路公団監理官二人を置く。

2 日本道路公団監理官は、建設省の職員のうちから建設大臣が任命する。

第十二条第二号中「日本住宅公団」の下に「日本道路公団」を加える。

(赤木正雄君登壇、拍手)

○赤木正雄君 ただいま議題となりました道路整備特別措置法案及び日本道路公団法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本二法案は、二月十日、当委員会に予備付託されました以来、参考人を招致するなど、慎重なる審議をいたしました。

まず、道路整備特別措置法案について申し上げますと、昭和二十七年、第十三回国会におきまして、道路整備事業促進の一環として、道路整備特別措置法及び特定道路整備事業特別会計法が制定され、国及び地方公共団体の行

う有料道路整備のための資金貸付が行われ、今日までに十三カ所の有料道路が完成し、また現在十六カ所について工事中であります。現在及び将来の交通情勢に対応して、さらに道路の整備を促進するための民間資金の導入をはかり、有料の道路の建設を拡充する

とともに、総合的、かつ効率的運営をはかるため、今回新たに日本道路公団

を設立することになりましたので、これに伴う有料道路の新設、改築その他の管理に關し、特別の措置を定めるとともに、都道府県または市町村の行う有料道路についても所要の規定を整備する必要があるため、現行の特別措置法を廃止し、これにかわる新法を制定しようとするのが本法案の提案理由であります。

次に、そのおもなる内容について申し上げますと、第一は、公団は、建設大臣の許可を受けて、一定の要件に該当する一、二級国道、都道府県道または指定市の市道を新設し、または改築して料金を徴収し、工事完了後は料金徴収期間が満了するまで維持、修繕及び災害復旧を行うことができることになっております。第二に、当公団は、その新設または改築した道路について、一定の要件のもとに、料金徴収期間の経過後においても、その道路の維持、修繕を行なつて料金を徴収することができることになっております。第三に、公団は、有料道路の管理に必要な限度において、道路管理者にかわつて一定の権限を行うことができることになっております。第四に、料金徴収の対象は主として自動車でありまして、料金の額は道路の通行者または利用者が受ける利益の限度内とし、その基準は政令で定めることとしております。

次に、政府に対するおもんる質疑について申し上げます。第一に、「本法案は道路交通政策の基本に触れるものがあるから、交通審議会の意見を聞くべきではないか」との質問に對しまして、「本法案に基く有料道路は、交通上大きな変革を来たすような事業を行うものではないが、交通審議会の意見を十分に聞きつつ実施を進めたい」との答弁がありました。

第二に、「本法案による有料道路の制度は、公道無料公開の原則に背するものではないか」という質問に對しましては、「公道の無料公開の原則にもとるものではない。すなわち年間三百四十億程度の一般道路整備費に對し、当公団による有料道路に要するものは、その二割程度に達するだけであり、また償還の済み次第に無料公開するものであるからである」との答弁でありました。その他、本法案と現在継続審議中であり、国土開発縦貫自動車道法案との関係について質疑が行われました。本法案による公団は、自動車道路の建設はできないことになっておりますが、「これを有料道路として施行することが適当であれば、公団においてもその事業を遂行することが可能であり、さらに一宮付近より神戸間の道路整備については計画している個所である」との答弁がありました。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、石井委員から自由民主党を代表して、「本法案は道路の無料公開の原則を変更するものではなく、おくれた日本の道路の現状に對し、急務を要する道路整備を拡充強化する方策として賛成する。また村上委員からは録風会を代表して、「同様の趣旨から賛成する」との発言があり、田中委員からは日本社会党を代表して、「本法案は有料道路を恒久化し、財源の民間依存を將來ますます強くするものであり、かつ道路の公共性に反するもので反對である」との発言がありました。

かくて討論を終了し、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本道路公団法案について申し上げますと、第一に、公団の資本金は全額政府出資で、その額は公団設立の際、特定道路整備事業特別会計のする資産の価額から負債の金額を控除したものが出資とみなされることになっております。

第二に、公団の行方業務としては、有料道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及び有料道路の災害復旧工事がおもなるものであり、あわせて有料自動車駐車場の建設、管理並びに国または地方公共団体の委託による道路の新設、改築等も行ふことができることになっております。その他公団の役員、公団の予算、事業計画、資金計画、財務諸表、道路債券の発行、借入金等について規定いたしております。

なお、公団が昭和三十一年度に施行すべき事業に必要な資金は八十億円であり、これは一般会計からの補助金二十億円、資金運用部からの借入金十億円、道路債券発行による借入金五十億円をもって充當する予定になっております。

次に、政府に対するおもんる質疑について申し上げますと、まず第一に、「公団の存続年限いかに」という点であります。これについては「道路整備事業が一般財源でまかなえるようになったときには廃止する」とのことでありました。次いで道路債券に関するものであります。本債券について「その引受先は、主として一般の市中銀行としたい」との答弁でありました。なお、現在実施中の有料道路に従事する職員については、「一部公団に転出する者を除いて、配置転換等により不安を起すようなことはない」との答弁がありました。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、田中委員からは、各種の公団形式に賛同したいという趣旨から反對、また石井委員から、前述同様の立場から賛成の発言がありました。

次いで採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会
○本日の會議に付した案件
一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件
一、マリーシャル群島における水爆実験に関する緊急質問
一、エニウェトクにおける核兵器の実験が日本に及ぼす影響に関する緊急質問

一、日程第一 国防會議の構成等に関する法律案(趣旨説明)
一、日程第二 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第三 航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件
一、日程第四 航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

一、日程第五 航空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件
一、日程第六 國際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十五条に關するもの)の批准について承認を求めるの件

一、日程第七 國際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等に關するもの)の批准について承認を求めるの件
一、日程第八 道路整備特別措置法案
一、日程第九 日本道路公団法案

出席者は左の通り。
議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君
議員
梶原 茂嘉君 柏木 庫治君
奥 むめお君 山川 良一君
赤木 正雄君 森田 義衛君
森 八三一君 村上 義一君
溝口 三郎君 八木 秀次君

三浦 辰雄君	前田 久吉君	山本 米治君	石村 幸作君
早川 慎一君	豊田 雅孝君	鯛木 亨弘君	高野 一夫君
常岡 一郎君	土田国太郎君	横川 信夫君	松岡 平市君
田村 文吉君	竹下 豊次君	野本 品吉君	平井 太郎君
杉山 昌作君	島村 軍次君	川村 松助君	堀 末治君
佐藤 尚武君	河野 謙三君	西郷吉之助君	松野 鶴平君
小林 武治君	小林 政夫君	笹森 順造君	黒川 武雄君
後藤 文夫君	岸 良一君	木村篤太郎君	石坂 豊一君
北 勝太郎君	大谷 豊清君	安部キミ子君	岡 三郎君
白波瀬米吉君	松原 一彦君	海野 三朗君	河合 義一君
西岡 ハル君	井上 清一君	三輪 貞治君	三木興吉郎君
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君	小西 英雄君	田中 一君
佐藤清一郎君	酒井 利雄君	上條 愛一君	井村 徳二君
有馬 英二君	関根 久蔵君	島津 忠彦君	重政 庸徳君
吉田 萬次君	森田 豊壽君	東 隆君	荒木正三郎君
白川 一雄君	菊田 七平君	安井 謙君	入交 太蔵君
岡田 信次君	中川 幸平君	小柳 牧衛君	川口爲之助君
田中 啓一君	柳原 亨君	竹中 勝男君	木内 四郎君
上原 正吉君	大矢半次郎君	深水 六郎君	岩沢 忠恭君
藤野 繁雄君	西川甚五郎君	山下 義信君	井上 知治君
宮田 重文君	三浦 義男君	草葉 隆圓君	村尾 重雄君
左藤 義隆君	石原幹市郎君	佐多 忠隆君	市川 房枝君
寺尾 豊君	中山 壽彦君	八木 幸吉君	鈴木 一君
池田宇右衛門君	野村吉三郎君	若木 勝蔵君	森崎 隆君
津島 壽一君	苦米地義三君	長谷部ひろ君	千田 正君
斎藤 昇君	佐野 廣君	亀田 得治君	小林 孝平君
宮澤 喜一君	石井 桂君	矢嶋 三義君	菊川 孝夫君
平林 太一君	西川弥平治君	片岡 文重君	吉田 法晴君
白井 勇君	横山 フク君	大和 与一君	加瀬 完君
長島 銀蔵君	寺本 廣作君	藤田 進君	湯山 勇君
青山 正一君	紅澤 みつ君	千葉 信君	近藤 信一君

田畑 金光君	大倉 精一君	永岡 光治君	阿貝根 登君
天田 勝正君	秋山 長造君	棚橋 小虎君	羽生 三七君
曾根 益君	森下 政一君	戸叶 武君	三木 治朗君
岡田 宗司君	小酒井義男君	戸叶 武君	三木 治朗君
内閣総理大臣	鳩山 一郎君	外務大臣	重光 葵君
大蔵大臣	一萬田尚登君	厚生大臣	小林 英三君
運輸大臣	吉野 信次君	郵政大臣	村上 勇君
労働大臣	倉石 忠雄君	国務大臣	高橋達之助君
国務大臣	船田 中君	政府委員	根本龍太郎君
内閣官房長官	松本 龍蔵君	内閣官房副長官	林 修三君
法制局長官	島津 久大君	外務大臣官房長	千葉 皓君
外務省欧米局長	石原 周夫君	大蔵大臣官房長	山口 正義君
厚生省公衆衛生局長	大石 武一君	農林政務次官	岩武 照彦君
通商産業大臣官房長	岩武 照彦君	運輸省鉄道監督局長	横田 良彦君
労働省労働局長	中西 實君		

〔第十三号参照〕
審査報告書
法務省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十一年二月二十三日
内閣委員長 小柳 牧衛
参議院議長河井彌八郎
多数意見者署名
島村 軍次 廣瀬 久忠
中山 壽彦 田畑 金光
千葉 信 大野木秀次郎
長島 銀蔵 菊川 孝夫
木村篤太郎 井上 知治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、家庭裁判所から送致される少年の収容状況にかんがみ、新たに岡山少年院を設置し、少年院の分院二ヶ所、少年鑑別所の分所一ヶ所を本院又は本所へ昇格させる外、刑務所、少年院の位置について所要の整理を行わんとするもので妥当な措置と認めた。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
日本放送協会昭和二十九年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
一、日本放送協会昭和二十九年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、放送法第四十条の規定により国会に提出されたものであつて、その内容の概要は左の通りである。
資産及び負債並びに損益
1 資産
昭和三十一年三月三十一日における資産総額は
七十五億五千八百三十八万円であつて、
これを昭和二十八年年度末の資産総額
五十六億六千三百六十一万六千円に比較すると
十八億九千四百七十六万四千円の増加となつてゐる。
2 負債
昭和三十一年三月三十一日における負債総額は
三十九億六千三百四十九万九千円であつて、
これを昭和二十八年年度末の負債総額
三十四億九百五十五万九千円に比較すると

五億五千三百四十九万円の増
加となつてゐる。

3 損益

昭和二十九年度の損益は

事業収入総額 九十七億五千

二百八十三万五千円

事業支出総額 九十五億二千

五百四十八万五千円で

差引剰余は 二億二千七百三

十五万円であつて、

その内訳は

ラジオ関係 差引剰余 七

億八千四百三十四万四千円

テレビジョン関係 差引欠

損 五億五千三百八万四

千円

となつてゐる。

二、本件を審査した結果

異議がない。

右の通り全会一致をもつて議決し
た。よつて多数意見者の署名を附し
て報告する。

昭和三十一年二月二十一日

通信委員長 松平 勇雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石坂 豊一 津島 壽一

島津 忠彦 山田 節男

八木 秀次 柏木 庫治

八木 幸吉 久保 等

新谷寅三郎 永岡 光治

宮田 重文 滝井治三郎

昭和三十一年三月七日 参議院會議録第十八号

一八八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一 部

十五 円

(郵送料別)

発行所

東京都新宿区市台本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二番